

1948年インド工場法

(翻訳：香川孝三 神戸大学名誉教授・大阪女学院大学名誉教授)

第1章

総則

第1条 略称、適用範囲および施行

- (1) 本法は1948年工場法と称す。
- (2) 本法は全インドに適用される。
- (3) 本法は1949年4月1日から効力を有する。

第2条 定義

本法では、主題または内容において矛盾しないかぎり、以下の定義にしたがう。

- (a) 成人は満18歳以上の者をいう。
- (b) 少年は満15歳以上満18歳未満の者をいう。
- (bb) 暦年は毎年1月1日から12か月の間をいう。
- (c) 児童は満15歳未満の者をいう。

(ca) 有資格者は、本法の規定との関係では、本法の規定にもとづいて工場でのテスト、調査、監査をおこなう目的で、以下のことを考慮しつつ、主任監督官が認める人または組織をいう。

- (i) 自分で自由に利用できる人や施設が持つ資格および経験
- (ii) その組織で雇用された者や利用できる施設が持つ資格や経験

1人以上または1つ以上の組織が工場での有資格者として認められる。

(cb) 危険工程とは第1別表で特定される産業での工程または活動をいう。そこでは、特別な考慮がなされなければ、そこで用いられる原料、中間材や完成品、副産物、廃棄物や廃液が以下のことを引き起こす場合をいう。

- (i) それに従事している人の健康に実質的に悪影響を与える場合
- (ii) 環境に公害をもたらす場合

ただし、州政府は、官報の公示によって別表1の特定する産業に追加、削除、修正することによって、別表1を改正することができる。

- (d) 年少者は、児童でも成人でもないものをいう。
- (e) 1日は午前0時から24時間をいう。
- (f) 週は、土曜日午前0時から始まる7日間、または工場主任監督官が特定地域で書面によって認める曜日の午前0時からの7日間
- (g) 動力は、電力または機械によって送られるエネルギーをいい、人間や動物が発生させるものではない
- (h) 原動機は、エンジン、モーター、その他の動力を発生させまたは供給する装置をい

う

(i) 動力伝導機械は、すべてのジャフト、車輪、ドラム、滑車、連結器、クラッチ、伝導ベルト、その他の装置で、原動機の作動が機械や装置によって伝えられるものをいう

(j) 機械は、原動機、動力伝導機械その他の動力をいい、動力が発生し、変動し、伝導し、応用されるものである

(k) 製造工程は、以下の工程をいう。

(i) 物品や物質を使用、販売、輸送、配分または処分の目的で製造、変更、修理、装飾、仕上げ、包装、注油、洗浄、清掃、破壊、解体その他の処置または応用すること

(ii) 油、水、汚水その他の吸い上げ

(iii) 動力の発生、変換または伝導

(iv) 印刷製版、凸版印刷、石版印刷、写真製版、その他の類似の工程による印刷または製本

(v) 船舶の建造、改造、修理、改装、仕上げ、解体

(vi) 冷蔵倉庫で物品を保存または貯蔵

(l) 労働者は、直接または（請負業者を含む）代理人を通じ、主要な使用者の知識をもっているか否かを問わず、有給か無給かを問わず、なんらかの製造工程、製造工程に使用者される機械や構内の清掃、または製造工程や製造対象にかかわるその他の仕事に雇用されている者をいう。連邦軍の構成員は含まない。

(m) 工場は、付属地を含む以下の施設を意味する。

(i) 10人以上の労働者が現に就労しているかまたは過去12か月中の任意の日に就労していたことがあり、かつ、製造工程が現に通常動力が使われていること

(ii) 20人以上の労働者が現に就労しているかまたは過去の12か月中の任意の日に就労していたことがあり、かつ、製造工程が現にまたは通常動力を使用しないこと

ただし、1952年鉱山法が適用になる鉱山、または連邦軍に属する移動部隊、鉄道機関車、ホテル、レストラン、食堂を含まれない。

説明Ⅰ 本号のために、労働者の数を計算する場合、一日に違うグループや交代で勤務する労働者はすべて考慮されない。

説明Ⅱ 本号のために、電子データ処理装置またはコンピュータ装置は、その製造工程が敷地やその一部で実施されていないかぎり、工場とは解釈されてはならない。

(n) 占有者は、その工場の業務に最終的に管理権を有する者をいう。ただし、

(i) 個人の事業や個人の組合の場合、その個人の共同出資者やその一員が工場主となる

(ii) 会社の場合、いずれの取締役が工場主となる

(iii) 中央政府、州政府、地方機関が所有管理する工場の場合、中央政府、州政府、

地方機関によって工場を管理する者として任命された者が工場主となる。
ただし、賃貸借に利用できる乾ドックの中で、修理や保守点検がなされている船舶の
場合、

- (1) ドックの所有者が、以下に定める事項に関して工場主とされる。
 - (a) 第 6 条、第 7 条、第 7A 条、第 7B 条、第 11 条または第 12 条
 - (b) ドックやその周辺で適切かつ十分な照明の提供や保守に関しては第 17 条、
 - (c) その修理や保守に雇用されている労働者に関しては、第 18 条、第 19 条、第 42 条、第 47 条または第 49 条
- (2) 船舶の所有者、その代理人、船長、その他の船舶の責任者、または所有者、代理人、船長、その他の責任者と修理や保守点検の契約している者が、第 13 条、第 16 条、第 17 条（ただし書きは除く）、第 4 章（第 27 条は除く）、第 43 条、第 44 条、第 45 条、第 6 章、第 7 章、第 8 章、第 9 章、第 108 条、第 109 条、第 110 条に定められている事項に関して、以下の者とのかわりで工場主とされる。
 - (a) 所有者に直接雇用されている、またはその代理人を通じて雇用される労働者
 - (b) 所有者、代理人、船長、船舶責任者によって修理や保守点検がおこなうために利用される機械、プラントまたは施設

(o) 削除

(p) 別に定めるとは、本法にもとづき州政府が制定する規則をいう。

(q) 削除

(r) 2 以上のグループの労働者が 1 日の中で違った時間に同種の作業をおこなう場合、その各グループを交代班といい、各作業時間を交代時間という。

第 3 条 時間帯の基準

本法では、日時は、グリニッチ時間より 5 時間半早いインド標準時を用いるものとする。
ただし、インド標準時が通常守られていない地域については、州政府が規則を制定することができる。

(a) 地域の特定

(b) その地域で通常守られる地方の中間時間

(c) その地域にある工場の全部または一部において、その時間に従うことの許可

第 4 条 別の部門を分離して工場、2 以上の工場を 1 つの工場と宣言する権限

州政府は、自らまたは占有者の申請にもとづき、粗面による命令で、本法の全部または一部のために、申請に特定される占有者の異なる部門または支部を独立の工場とみなすこと、2 以上の工場を 1 つの工場とみなすことを指示することができる。

ただし、本条の命令は、工場主からの聞き取りの機会がない場合には、州政府みずからの

制定はしてはならない。

第 5 条 公の非常事態の場合の適用除外の権限

公の非常事態の場合、州政府は、官報による告示によって、本法（第 67 条は除く）の規定を、その期間、または適切と判断する条件の下で、工場またはある種類の工場から適用除外とすることができる。

ただし、その告示は 1 回につき 3 か月を超えない期間であってはならない。

説明 本条の公の非常事態とは、戦争、外部からの侵略 または内部の混乱を問わず、インドまたは領域の一部の安全が脅かされる重大な非常事態をいう。

第 6 条 工場の許可、免許および登録

(1) 州政府は、以下の規則を制定することができる。

(a) 本法のために、ある種類や分類の工場の設立計画を主任監督官または州政府に提出することを求める。

(aa) 工場建設敷地を入手し、工場またはある種類の工場の建設または拡張を行うために、州政府または主任監督官に事前の許可申請を求める。

(b) 許可申請を審査するために、計画や明細書を提出することを求める。

(c) 計画や明細書の性質やそれを証明すべき者を定める。

(d) 工場またはある種類または分類の工場の登録と免許を求め、かつその登録や免許。さらに免許の更新に要する手数料を定める。

(e) 第 7 条に定める予告がなされない場合、免許やその更新がなされないこと

(2) 第 1 項 (b) にもとづく規則に定める計画と明細書を添えた第 1 項 (aa) による許可申請が州政府または主任監督官に、書留郵便で送付されたとき、送付の日から 3 か月以内に何らの命令が申請者に送付されない場合は、姿勢への許可が認められたものとみなされる。

(3) 州政府または主任監督官が、工場の敷地、建設、拡張、登録及び免許に対する許可を拒否するとき、申請者は、拒否の日から 30 日以内に、当該決定が中央政府によってなされた場合は中央政府に、その他の場合は州政府に対して、異議を申し立てることができる。

説明 設備または機械の単なる取り換え、または追加が工場や機械の周辺で安全な労働に求められる最低空間を減少させる場合、またはそれらが健康に有害な蒸気、熱気、埃、においの発生や放出によって環境を悪化させる場合がなければ、工場で取り換えや追加がなされたことのみを理由に、本条の意味または制限の範囲内で工場が拡張されたものとはみなさない。

第 7 条 占有者による通告

(1) 占有者は、構内を工場として占有し、使用し始める少なくとも 15 日間前に、主任監督官に以下の事項を書面によって報告しなければならない。

(a) 工場の名前と場所

(b) 占有者の名前と住所

- (bb) 第 93 条に定める敷地や建物（その付属地も含む）の所有者の名前と住所
- (c) 工場に関する通信を送付する宛先
- (d) 以下に定める製造工程の種類
- (i) 本法施行日に、現に存する工場の場合、過去 12 か月間に工場でなされたもの
- (ii) その他のすべての工場の場合、12 か月間に工場でなされたもの
 - (e) 離れて立地している工場の馬力は除いて、工場で使用される馬力のすべて
 - (f) 本法のために、工場の支配人の名前
 - (g) 工場に雇用される労働者の数
 - (h) 本法施行日に、現に存する工場の場合は、最後の 12 か月間に雇用された 1 日あたり平均の労働者の数
 - (i) 別に定める事項

(2) 本法が初めて適用になるすべての事業所について、占有者は、主任監督官に、本法施行の日から 30 日以内に、第 1 項に定める事項について書面で報告しなければならない。

(3) 製造工程の実施期間が年間通常 180 日労働日より少ない工場が、再開するときは、工場主は、業務開始日の少なくとも 30 日前に、第 1 項に定められる事項を書面で主任監督官に報告しなければならない。

(4) 支配人が新たに任命されるとき、占有者は、その支配人が就任する日から 7 日以内に、書面を、さらにその写しとともに主任監督官に通知しなければならない。

(5) 何人も工場の支配人に任命されないか、任命されても工場を管理しないとき、支配人とみなされる者、それがいない場合は工場主が、本法のために、工場の支配人とみなされる。

第 7 A 条 占有者の一般的義務

(1) すべての工場主は、労働者が工場で就労している間、健康、安全さらに福祉を、実務上合理的範囲で、保障しなければならない。

(2) 第 1 項の規定の一般性に矛盾しないかぎり、義務は以下の内容を含む。

- (a) 工場内で安全で健康のリスクのないプラントや仕事の仕組の提供と保全
- (b) 原料や物質の使用、処理、貯蔵、輸送に関連して安全と健康のリスクのない状態を保障する工場の管理
- (c) 工作中的労働者の健康と安全を保障するために必要な情報、指示、訓練または監督の提供
- (d) 安全で健康のリスクのない条件での工場の作業場の保全、および安全で健康のリスクのない場所への出入りの手段の提供と保全
- (e) 作業中の福祉のための施設や体制に関して、安全、健康のリスクのない適切な工場の労働環境を労働者に提供、保全または監視

(3) 別に定める場合を除き、工場主は、工作中的労働者の健康と安全についての全般的政策、その政策を実現するための組織や体制について書面を準備し、適切とされる場合に

は修正しなければならない。その記述と修正はすべての労働者に別に定める方法で通知される。

第 7B 条 工場で使用する物品についての製造業者の一般的責任

- (1) 工場で使用する物資を企画、製造、輸出、または供給する者は、以下のことをしなければならない。
 - (a) その物質を適正に利用されたときに、実務上合理的である範囲で、労働者の安全や健康にリスクがないように企画され作られることを保障すること
 - (b) 第 a 号の規定を効果的に履行するために必要なテストや実験を行うまたは行うよう体制を整えること
 - (c) 適切な情報が以下に関連して利用できるように必要な措置を講じること
 - (i) いかなる工場でも物質の利用
 - (ii) 企画や実験のための利用
 - (iii) 利用されるときに、労働者の安全や健康にリスクが生じないことを保障するのに必要な条件

ただし、物品がインド以外に企画、製造される場合、輸入業者に以下のことが義務づけられる。

- (a) その物品がインドで製造されるのと同じ基準にあっていること
- (b) 国外での製造基準がインドのそれを上回っている場合は、その物品はそれにあっていること

(2) いかなる工場で使用する物品の設計や製造を行うとする者は、設計や製造から生じる健康または安全のリスクを発見し、実務上合理的とされる範囲で、減少させ、撲滅させる意図で、研究をおこない、研究のための体制をとることができる。

(3) 第 1 項及び第 2 項に規定される内容は、その者以外によってなされた、またはこれらの条項のために結果を信頼することが合理的である限り、テスト、試験または研究をくりかえすことを求めているものではない。

(4) 第 1 項及び第 2 項によって人々に課せられる任務は、その者が行うビジネスの過程中になされる事項及びその者の管理下にある事項についてのみ拡大されるべきである。

(5) 物品を設計、製造、輸入、供給するときに、この物品の利用者から、物品が適切に使用されたときに、安全で労働者の安全衛生上にリスクがないことを、実務上合理性を保障するために、誓約書に規定されている措置をとる旨の、書面の制約を得ていた場合、その制約は、物品の設計、製造、輸入、供給した者を、第 1 項 a 号によって課せられる義務から、その条件に照らして合理的な範囲で、免責する効果を持つものとする。

(6) 本条のために、物品を設計、製造、輸出または供給する者が提供した物品に関する情報や助言を考慮することなく、その物品を利用されたときには、適切に利用されたとはみなされない。

説明 本条のために、物品はプラントや機械を含む。

第 2 章

監督官

第 8 条 監督官

(1) 州政府は、官報による告示によって、本法の目的のために監督官になる資格を持つ監督官に任命し、適切と考えられる地域に割り当てることができる。

(2) 州政府は、官報における告示によって、主任監督官を任命することができる。主任監督官は本法にもとづき主任監督官に与えられる権限に加えて、州全域で監督官の権限を行使できる。

(2A) 州政府は、官報による告示によって、主任監督官を補佐するにふさわしい数の主任監督補佐、共同主任監督官、副主任監督官およびその他の職員を任命することができる。

(2B) 第 2A 条にもとづき任命されたすべての主任監督補佐、共同主任監督官、副主任監督官およびその他の職員は、告示に規定される主任監督官の権限に追加して、州全域で監督官としての権限を行使するものとする。

(3) 工場、そこでおこなわれる工程や事業、それに関連する特許や機械に直接または間

接に関係をもっている者は、第 1 項、第 2 項、第 2A 項、または第 5 項によって任命されてはならないし、もし任命されたならば、そのポストを維持することはできない。

(4) すべての地域の治安判事は、その地域の監督官になるものとする。

(5) 州政府は、上記の告示によって、適切と考える政府職員を本法の目的のために監督官補佐に任命し、それぞれの地域に割り当てることができる。

(6) 複数の監督官がいる地域で、州政府は、上記の告示によって、それぞれの監督官が行使する権限を明らかにし、規定された通知を送付する監督官を指名することができる。

(7) 本条によって任命されるすべての主任監督官、主任監督官補佐、共同主任監督官、副主任監督官、監督官およびその他の職員は、インド刑法典での公務員であり、そのために州政府が特定する機関に公的に従属するものとする。

第 9 条 監督官の任務

このために制定される規則に従って、監督官は任命された地域の中で、以下の事項をおこなうことができる。

- (a) 工場として使用されている、または使用されていると信じる理由のある場所で、政府または地方その他の公共機関の業務に従事している助手、または専門家とともに立ち入ること
- (b) 施設、プラント、機械、物品、物質の検査をおこなうこと
- (c) 身体の傷害、障害の有無を問わず、事故や危険な状況を調査し、調査が必要と思われる現場その他の場所で人々の証言を手に入れること

- (d) 工場に関して決められている登録やその他の文書の提出を求めること
- (e) 本法にもとづき法律違反があったと信じる理由のある問題について、必要なすべての登記簿、記録その他の文書、またはその一部を押収し、または写しをとること
- (f) 所有者に対して、第 b 項にもとづく検査のために必要な限り、すべての施設、その一部、その中の物（一般的か特別かを問わず）を触らないで置いておき指示を与えること
- (g) 必要な計器や機器を所持し、第 b 項にもとづく検査をおこなう目的で必要と判断する測定、写真撮影、記録をとること
- (h) 施設内で発見された物品または物質が労働者の健康や安全に危険を与えている、または及ぼしている可能性があると思える場合、それを解体、処理または調査することを指示し、（本法の目的のために損傷や破壊が必要でない限り、それを損傷や破壊をしないで）、物品や物質またはその一部を保有し、検査に必要な限りでそれを保管すること。
- (i) 別に定めるその他の権限を行使すること
ただし、すべての者は、傷から有罪となる可能性のある質問に答え、証言をおこなうことを強制されない。

第 10 条 認定工場医

- (1) 州政府は、本法の目的のために資格を持つ医師を認定工場医に任命して、それぞれを地域、工場、工場の等級、種類に割り当てることができる。
- (2) 認定工場医は、州政府の許可を得て、資格をもつ医師に本法にもとづく権限を、認定工場医が特定する期間、州政府が適切と認める条件に従って、行使させることができる。
本法における認定工場医の指示は、権限を付与された資格をもつ医者 of 指示を含むものとされる。
- (3) 工場の占有者であり、工場または工場でおこなわれている工程または事業、工場で使用される特許や機械に直接的または間接的に利害を持っている、または持つようになった者は、認定工場医に任命されず、またはその権限を行使できず、継続してその権限を行使してはならない。
ただし、州政府は、書面の命令によって、命令に定める条件によって、すべての者またはある等級の者を、工場またはある等級や種類の工場に関する本項の規定から免除することができる。
- (4) 認定工場医は、以下の事項に関連して規定された任務を履行しなければならない。
 - (a) 本法にもとづき年少者の検査と証明
 - (b) 工場における規定された危険な仕事または工程に従事する者の検査
 - (c) 以下に該当する工場、ある等級や種類の工場において医学的監督の行使

- (i) 製造工程の性質、または一般でなされている作業条件に起因すると考えることが合理的とされる疾病の事例
- (ii) 製造工程または使用されている物質の変更または新しい製造工程で使用する新しい物質の採用が要因となって、その製造工程に雇用される労働者の健康に危害が発生するおそれがあること
- (iii) 年少者が、健康に危害が及ぶおそれがある仕事に従事し、または従事しそうであること

説明 本条における資格を持つ医師とは、1916年インド医学学位法別表、または1933年インド医学審議会法別表に定める機関によって付与される資格を持つ者をいう。

第3章

衛生

第11条 清潔

(1) すべての工場は、清潔を維持し、排水、便所、その他の汚物のおおいを防止していなければならない。

- (a) 仕事場、階段、通路などの床、ベンチから溜まったゴミやチリを清掃その他の方法で毎日除去しなければならぬ。
- (b) すべての仕事場の床は、最低週に1回、洗浄、または必要な場合消毒剤の利用その他の効果的方法で清掃しなければならない。
- (c) 製造工程中に床がぬれ、排水できる場合、効果的な方法で排水し、維持しなければならない。
- (d) 壁の内側や仕切り、天井、部屋の上部、壁、通路および階段などの側壁を以下にしなければならない。

(i) 水洗可能な水溶性塗料以外の塗料で塗装され、またはニス塗料がなされている場合、最低5年に一度再塗装またはニス塗装をおこなう

(i a) 水溶性塗料で塗装されている場合、最低3年に一度同じ塗料で塗装し、最低6か月に一度は水洗いをする。

(ii) 塗装またはニス塗装されている場合、またはなめらかな不浸透性の表面の場合、別に定める方法で最低14か月に一回清掃する。

(iii) その他の場合、水漆喰または水溶性塗料を維持し、最低14か月に1度、それらで塗装する。

(dd) すべてのドア、窓枠その他の金属または木製の枠組み、シャッターは塗装またはニス塗装を維持し、最低5年に一度再塗装またはニス塗装しなければならない。

(e) 第d項に定める工程を行った日は、別に定める登録簿に記載しなければならない。

(2) 工場、ある等級または種類の工場で行われた作業の性質に照らして、占有者が第1

項

の規定のすべてまたはそのいずれかに適合できない場合、州政府は、命令によって、かかる

工場またはある等級または種類の工場を同項の規定の適用を除外し、工場を清潔に維持するために代替りの方法を特定することができる。

第 12 条 廃棄物、廃液の処理

(1) すべての工場は、実施されている製造工程により生じる廃棄物、廃液の処理のために、効果的な方法で、それらを無害にし、処分するものとする。

(2) 州政府は、第 1 項にもとづく方法を定め、または第 1 項にもとづき取られた方法について、別に定められる機関の許可を得ることを求める規約を制定することができる。

第 13 条 換気と湿度

(1) すべての工場で、仕事場を以下の状態に確保するために、効果的で適切な措置が講じられなければならない。

(a) 新鮮な空気の循環による十分な換気

(b) 内部の労働者が合理的で快適な条件を確保し、健康への危害を防ぐための温度

(i) 特に、この温度をこえないように、できる限り低く保つような壁や屋根が素材や設計をおこなうこと

(ii) 工場でなされる作業の性質が、過度に高い温度を出し、またはそのおそれがある場合、高温を出す工程を仕事場から分離し、高温部分を断熱し、またはその他の効果的な方法によって、労働者を高温から保護するために、可能なかぎり十分な措置を講じるものとする。

(2) 州政府は、工場またはある等級または種類の工場において、十分な換気と適切な温度の基準を設定することができる。さらに、その場所や位置に適切な測定機器を提供し、別に定める方法で、記録を保存しなければならない。

(3) 主任監督官が、すべての工場で過度な高温が適切な措置によって下がったとき、第 2 項にもとづく規則にかかわらず、採用されるべきと監督官が考える措置を特定した書面による命令によって、指定した日までにそれらの措置を実施することを義務づけることができる。

第 14 条 粉塵と臭気

(1) 実施されている工程のために、雇用されている労働者にとって有害または不快な性質を持つ粉塵、臭気、その他の不純物が発生するすべての工場において、仕事場内で、それを吸引、または蓄積されるのを防ぐために効果的な措置が取られなければならない。その目的のために、排気装置が必要な場合、その装置をできる限り粉塵、臭気、その他の不純物の発生源に近い場所に設置し、できるかぎり密閉されるものとする。

(2) すべての工場において、排気を外に吐き出す装置がない場合、内燃機関を稼働させてはならない。仕事場で雇用される労働者に有害になる可能性がある場合、臭気が蓄積さ

れるのを防止する措置がとられない場合、内燃機関を仕事場で稼働させてはならない。

第 15 条 人工的加湿

- (1) 空気の湿度を人工的に高めるすべての工場において、州政府は以下の規則を制定することができる。
 - (a) 加湿の基準を定めること
 - (b) 人工的加湿のための方法を定めること
 - (c) 空気の湿度を測定するための試験を実施し、記録することを指示すること
 - (d) 仕事場の空気の十分な換気と冷却を確保するために、採用すべき方法を定めること

(2) 空気の湿度を人工的に高めるすべての工場で、そのために用いる水が公共水道やその他の飲料水源から取り、使用する前に効果的に浄化しなければならない。

(3) 第 2 項にもとづいて効果的に浄化することが求められている工場において、湿度を高める水が効果的に浄化されないと監督官が考える場合、同人が採用されるべきとする措置を特定した命令書を工場の管理職に送付し、特定氏ら期日までにそれらの措置を義務付け津ことができる。

第 16 条 過度の混雑

(1) 工場の部屋は、そこに雇用される労働者の健康に有害なほど混雑させてはならない。

(2) 第 1 項の一般性を損なうことなく、本法施行日の存在する工場の仕事場は、そこで雇用される労働者 1 人あたり最低 9.9 立法メートル、本法施行日以後に建設された工場の仕事場では 14.2 立法メートルのスペースが必要であり、本項の目的のために、作業場の床の基準から 4.2 メートル高い位置のスペースは考慮されないものとする。

(3) 主任監督官が書面の命令によって要求したばあい、工場の各仕事場には、本条の規定に従って、その仕事場で働くことのできる労働者の最高の数を定めた通知を掲示しなければならない。

(4) 主任監督官が、書面の命令で、そこで雇用されている労働者の健康上の利益について、本条の規定を遵守することが必要ないとは判断した場合、その仕事場を本条の規定の適用から免除することができる。そのときに、主任監督官は、適切と考える条件を課すことができる。

第 17 条 照明

(1) 労働者が働いている、または通る工場のすべての部分において、自然または人工またはその両方で十分で適切な照明を提供し、維持しなければならない。

(2) すべての工場仕事場のガラス窓、天窗は、内側も外側も、汚れないように保ち、第 13 条 3 項にもとづく規則に適合するように、妨害されないようにしなければならない。

(3) すべての工場で、以下の事項を防止するためにできる限り有効な措置を取らなければならない。

- (a) 光源から直接、または滑らかまたは研磨された表面からの反射によるまぶし

さ

(b) 労働者の目の疲労または事故のリスクの原因となるような影の形成

(4) 州政府は、工場、またはある等級または種類の工場で、十分に適切な照明基準を定めることができる。

第 18 条 飲料水

(1) すべての工場で、雇用される労働者に便利な場所で飲料水を十分供給する設備を設置し、維持しなければならない。

(2) この設備には、工場で雇用される労働者の過半数が理解できる言語で飲料水と表示し、洗面所、汲み取り便所、たんづぼ、下水や汚染水を流す下水路から 6 メートル以上離れていなければならない。ただし、主任監督官が書面で承認した場合は除く。

(3) 250 人以上の労働者が通常働いている場合、気温の高い時期に冷却水を供給する設備を、効果的な方法で提供するものとする。

(4) すべての工場、またはアル等級または種類の工場において、州政府は、第 1 項、第 2 項、第 3 項の規定を遵守するために、工場における飲料水の供給機関による検査についての規則を制定することができる。

第 19 条 大便所と小便所

(1) すべての工場に、以下の設備を設置しなければならない。

(a) 定められた種類の大便所および小便所を、労働者が工場にいる間、生きやすい場所に設置されなければならない。

(b) 男女別々の囲いをした設備が提供されなければならない。

(c) この設備には、十分な照明と換気があり、主任監督官が書面で承認した場合をのぞき、オープンスペースや換気された通路以外、仕事場では会話できなければならない。

(d) すべての設備は、常に清潔できれいにしていなければならない。

(e) 大便所および小便所、洗面所を清潔に維持するために清掃人を雇用しなければならない。

(2) 20 人以上の労働者が雇用されているすべての工場では、以下を遵守しなければならない。

(a) すべての大便所および小便所は、定められた衛生的な種類でなければならない。

(b) 大便所および小便所および衛生ブロックの床と壁は高さ 90 センチまで釉薬をかけたタイル、その他の仕上げをして、滑らかで、磨かれた不浸透な表面に仕上げること

(c) 第 1 項 d 号および e 号の規定にかかわらず、仕上げられた床、壁、ブロック部分、大便所および小便所の洗面器は、少なくとも週 1 回、適切な洗剤、雑菌剤を床って洗浄し、清潔にしておかななければならない。

(3) 州政府は、すべての工場で、常に雇用している男女の労働者の数に応じて設置すべ

き大便所および小便所を定め、工場の衛生に関するその他の事項を、雇用されている労働者の衛生上の利益に照らして必要と判断される事項を、労働者の義務を含めて定めることができる。

第20条 たんつぼ

- (1) すべての工場は、便利な場所に十分なたんつぼを設置し、清潔にかつ衛生的に維持しなければならない。
- (2) 州政府は、すべての工場に設置すべきたんつぼの数やタイプ、その場所を定め、清潔で衛生的な条件での維持に関する事項を定めることができる。
- (3) 工場において、所定のたんつぼ以外にたんを吐いてはならないし、これに違反する者に対する罰則を記載した通告を適切な場所に掲示しなければならない。
- (4) 第3項に違反する者は、5ルピーまでの罰金を科せられる。

第4章

安全

第21条 機械の保護

- (1) すべての工場は、以下を丈夫な構造で囲いをし、それは囲っている機械の部分が動作中か使用中かを問わず、常時維持され、位置を決めておかなければならない。
 - (i) 原動機および原動機に接続しているはずみ車が機関室にあるか否かにかかわらず、原動機の動力部分と、原動機に接続したはずみ車
 - (ii) すべての水車や水タービンの導水路と放水路
 - (iii) 旋盤の主軸を超えて出ている軸棒の部分
 - (iv) 工場に雇用されている労働者にとって安全とさる位置や構造によって、確実に囲われた場合と同様でない限り、以下のものに囲いをしなければならない。
 - (a) 発動機、電動機、または回転変流機
 - (b) 伝導装置のすべての部分
 - (c) 他の機械のすべての危険な部分

ただし、機械のどの部分が位置や構造から、安全かどうかを決める目的で、以下のことを考慮しなければならない。その検査や活動が、第22条1項の規定に従っておこなわれ、

(i) 機械の一部が動作中に必要な検査や活動であって、機械のどの部分が動作中に検査する必要があり、その検査の結果、機械が動作中に給油またはその他の調節動作を行う必要があるとき

(ii) 定められている工程に使う動力伝導機械の部分の事例で、(継続的工程であり、関係機械の部分の停止が、その工程を実質的に妨害や妨害の恐れがある) 機械のその部分を動作中に検査をおこなう必要があるとき、またはその検査の結果、機械が動作中にベルトの着脱、注油その他の調節作業をおこなう必要があるとき、

- (2) 州政府は、規則により特定の機械またはその部分について必要と考えるその予防装

置を定めることができる。さらに、定められた条件のもとで、労働者の安全のために、本条のいい低から特定の機械またはその部分への適用を除外することができる。

第 22 条 動作中の機械に接し、または近くでの作業

(1) すべての工場で、第 21 条に定められている機械の部分で動作中に検査が必要な場合、または、その検査の結果、以下のことをおこなう必要が生じる場合、

(a) 第 21 条 1 項但し書き (i) が述べる事例において、給油、その他の調節作業

(b) 上記の但し書き (ii) が述べる事例において、ベルトの着脱、給油、またはその他の調節作業

この検査や操作は、特別に訓練を受け、本条の規定によって登録簿に氏名が記載され、任命証明書を持つ成人男性労働者が（所有者から支給される）体に密着する服を着て実施されなければならない。

さらに、以下の作業に従事している間、

(a) この労働者は、以下の場合を除いて、動作中の滑車を扱ってはならない。

(i) ベルトの幅が 15 センチ以下の場合

(ii) 滑車が通、駆動を目的とし、単にはね車や平衡車輪でない（この場合、ベルトは認められない）

(iii) ベルトの接合部が紐で絞めている、または同一平面になっている

(iv) 接合部を含むベルトおよび滑車の手入れがよくなされている

(v) 滑車と固定された設備または建造物との間に合理的な間隔がある

(vi) 作業者のために、確かな足場および必要な場合には握り手が提供されている

(vii) 検査や先に述べた作業のためのはしごが、きちんと固定され、または結ばれており、または別の者が支えている

(b) 本法の機械の囲いに関するその他の規定にかかわらず、労働者が接触するかもしれない、回転シャフト、スピンドル、車輪、または小歯車およびすべての拍車、ウオーム、およびその他の葉を立てて、摩擦によるギアの止めねじ、ベルト、およびキーは、接触を防ぐために確実に囲いをしなければならない。

(2) 女性または年少労働者に、動作中に原動機または動力伝導機械の清掃、給油、調節で、その機械やその周辺の機械の動作によって傷害を負うリスクがある場合、原動機または動力伝導機械が動作中に、機械の清掃、給油または調節をさせてはならない。

(3) 州政府は、官報による告示によって、特例の工場、またはある等級または種類の工場において、機械が動作しゅうに、特定部分の清掃、給油、または調節を禁止することができる。

第 23 条 危険な機械を扱う年少者の雇用

(1) 年少者は、本条の適用を受ける機械を、機械にまつわる危険と遵守されるべき予防措置について指示を十分受けて、さらに以下の場合以外には作業を要求され、または認め

られない。

(a) その機械の作業中に十分な訓練を受ける場合

(b) その機械について徹底的に知識と経験を有する者の適切な監督のもとにおかれている場合

(2) 州政府の考えによると、機械が危険な性質を持ち、年少者が先の要件が遵守されない限り、働くべきでない場合、第1項は州政府が特定する機械に適用される。

第24条 動力遮断のためのストライキングギアおよび装置

(1) すべての工場で

(a) 動力伝導機械の一部である固定車輪または回転車輪との間の動力ベルトを動かすために、適切なストライキングギアまたはその他の効率的な機械装置を提供、維持、使用され、さらに、ギアや装置は、動力ベルトが固定車輪に接近するのを防止するように作られ、配置され、維持されなければならない。

(b) 休止中の動力ベルトは、動作中のシャフトにもたせかけ、載せてはならない。

(2) すべての工場で、緊急時に動力が機械を動かさないように、動力を遮断するために適切な装置をすべての作業場に設置し、維持しなければならない。ただし、本法の施行前に創業している工場では、本項の規定は電力を動力に用いている作業場だけに適用になる。

(3) 動力を遮断するための装置が、偶然にも遮断から接続に切り替わるおそれがある装置である場合、動力伝導機械またはその装置を付けたその他の装置が偶発的に作動するのを部防ぐために、設備を固定する手段を講じなければならない。

第25条 自動式機械

すべての工場で、自動式機械とその搬送する材料の旋回する部分は、作業中か否かを問わず、人が通過する空間を通る場合、外向け内向けの旋回部分を、自動式機械の構成部分の一部でない45センチの距離離れていなければならない。ただし、主任監督官は、本法施行以前に設置され、本条の要件に適合しない機械の継続的利用を、適切と判断する安全確保の条件のもとで、認めることができる。

第26条 新しい機械の覆い

(1) 本法施行後、工場に設置された動力で動く機械において、

(a) すべての回転シャフト、スピンドル、車輪または小歯車の止めねじ、ボルトまたはキーは、危険防止のために頭を打ち、覆いをつけ、その他効果的に防護氏ねなければならない。

(b) すべての平歯車、車輪、およびその他の歯によるまたは摩擦による歯車で、動作中にしばしば調節が必要でないものは、それが完全に覆いをしたのと同じに安全な設置である場合には、完全に覆いをしなければならない。

(2) 第1項または第3項にもとづく規則に合致しない動力で動く機械を、工場で使用するために販売または賃貸による貸し、または販売者または賃貸借の代理人として、売却または賃貸を実施したり、調達する者は、3か月までの禁固刑、500ルピーまでの罰金、また

はその両方を科せられる。

(3) 州政府は、特定の機械、ある等級または種類の機械の危険な部分について、さらなる安全措置を特定する規則を制定することができる。

第 27 条 開綿機の近くでの女性および児童の就労禁止

女性または児童は、開綿機が動作している綿花圧搾工場のどの部分にも就労させてはならない。ただし、開綿機の給綿口が、放出口とは別の屋根の高さ、または監督官がこの事例において書面で特定した高さに達した仕切りで区切った別室にあるならば、女性および児童は、給綿口が位置する仕切り内で就労できる。

第 28 条 貨物昇降機およびエレベーター

(1) すべての工場で、

(a) あらゆる貨物昇降機とエレベーターは、

(i) 良質な機械構造で、優れた材質、適切な強度があり

(ii) 適切に維持され、すくなくとも 6 か月ごとに、有資格者によって入念に点検され、これらの点検の明細が登録簿に記載されなければならない。

(b) すべての貨物用昇降機やエレベーターは、戸口をつけた囲いで十分保護され、昇降機やエレベーターおよびすべての囲いは、人または物資が昇降機やエレベーターと固定構造物または可動部分との間に挟まれないように構築されなければならない。

(c) 最大安全荷重はすべての昇降機やエレベーターに明確に表示し、それより重い物を運んではならない。

(d) 人を運ぶすべての昇降機やエレベーターのケージには、乗り降りのために出入りできる戸口を備えなければならない。

(e) 第 b 号および第 d 号に述べた戸口は、戸口が閉まらない限り、ケージが動かないことを確保するための装置やその他の効果的な装置を備えなければならない。

(2) 以下の追加規定は、本法施行後に工場に設置され、再構築された人を運ぶための昇降機またはエレベーターに適用される。

(a) ケージがロープや鎖で保護されている場合、それぞれ独立に、ケージや平衡重石と接続させた 2 つのロープと鎖がなければならず、それぞれのロープと鎖はその付属物とともに、最大荷重までケージの全重量を運搬可能としなければならない。

(b) ロープ、鎖その付属物が破損した場合、最大荷重までケージを維持できる効果的な装置を提供し、維持しなければならない。

(c) ケージが行き過ぎを防止するために、効果的な児童装置を提供し、維持しなければならない。

(3) 主任監督官は、本法施行前に工場に設置され、第 1 項の規定に完全に適合しない昇降機やエレベーターを安全確保のために適切と判断する条件を付けて、その係属した使用を認めることができる。

(4) 州政府は、ある等級または種類の昇降機やエレベーターが第1項及び第2項の規定に全面的に適合することを強制することが不合理である判断する場合、その要求をある等級や種類の昇降機やエレベーターに課さないという命令を出すことができる。

説明 本条の目的で、プラットフォームまたはケージを持たず、その方向や動作が、誘導装置によって制限されない巻き上げ機械または装置は、昇降機またはエレベーターとはみなされない。

第29条 巻き上げ機械、鎖、ロープ、巻き上げ滑車装置

(1) すべての工場において、以下の規定は人、物、材料の上げ下しの目的をもつすべての昇降機およびエレベーター以外の巻き上げ機械、鎖、ロープ、巻き上げ滑車について遵守されなければならない。

(a) すべての巻き上げ機械および木沙里、ロープ、または巻き上げ滑車装置は、固定または可動式ギアを含むすべての部分は、

(i) 良好な構造、優れた材質、適度な強度で欠陥を持たないこと

(ii) 適切に維持されており、

(iii) すくなくとも12か月ごとに、または主任監督官が書面で特定する間隔で、資格を持つ者によって入念に点検され、点検の明細が登録簿に記載されなければならない。

(b) 検査目的以外には、巻き上げ機械、鎖、ロープ、巻き上げ滑車は最大安全重量を超えて積荷をしてはならない。その最大安全重量は識別標識とともに、明確に掲示され、定められた登録簿に記載され、実行可能な場合には、使用中の巻き上げ機械、鎖、ロープ、巻き上げ滑車の最大安全重量を示す表を構内の見やすい場所に掲示しなければならない。

(c) クレーンに打たれる可能性のある場所にある移動クレーンの上や近くに人が雇用され、働いている間、クレーンがその場所から6メートル以内に近づかないように効果的な措置を講じなければならない。

(2) 州政府は、工場で使用される巻き上げ機械、鎖、ロープ、巻き上げ滑車について、以下の規則を制定することができる。

(a) 本条で定めた条件に追加して、遵守すべき条件を定める

(b) 州政府の見解で、遵守が必要なく現実的でないと考える場合、本条の条件のすべて、または一部の遵守を免除することができる。

(3) 本条の目的のために、検査対象部分の安全性について信頼が送る結論に達するために、目視検査、または必要に応じてその他の手段およびギアの一部分解がなされ、注意深く実施される場合には、巻き上げ機械、鎖、ロープ、巻き上げ滑車が丁寧に検査されたものとされる。

説明 本条で、巻き上げ機械とは、クレーン、ウインチ台車、ウインチ、プーリ・ブロック、起重装置、運搬機、または走り路をいう。

巻き上げ滑車とは、鎖、ロープ、フック、シャックル、旋回砲、回転カップリング、ソケット、クランプ、トレーまたはそれらと類似の装置で、固定式か移動式かを問わず、人または物を昇降に使用するものをいう。

第 30 条 回転機械

(1) 研磨の工程があるすべての工場では、研石盤または研磨盤の安全作業のための最大の回転速度、シャフトの速度、または安全作業のための回転速度を確保するために必要なシャフトまたはスピンドル上のベルト滑車の直径を指示する注意を、機械に恒常的に貼り付け、または近くに置くものとする。

(2) 第 1 項の注意に示す速度は限度を超えてはならない。

(3) 動力によって動く回転容器、ケージ、かご、車輪、プーリ、その他類似の機器の安全作業回転速度を確保するために、効果的な措置を講じなければならない。

第 31 条 圧力プラント

(1) すべての工場で、設備、機械、またはその一部で大気を超える圧力下で稼働している場合、その設備、機械、またはその一部の安全な作動圧力が超えないように確保するために、効果的な措置が講じられなければならない。

(2) 州政府は、第 1 項で述べた設備または機械の検査や調査についての規則を制定でき、その中で、工場、ある等級または種類の工場が必要と考えられるその他の安全基準を定めることができる。

(3) 州政府は、規則により、規則に定められる条件に従い、第 1 項で述べた工場または機械の一部を、本条の規定から適用除外することができる。

第 32 条 床、階段および接近手段

すべての工場で、

- (a) 床、段差、階段、通路および渡しは、堅固な構造であり、適切に維持され、さらにすべる原因とならないように物体で作られなければならない。安全を確保するために必要な場合、段差、階段、通路および渡しには手すりを設けなければならない。
- (b) 合理的に実現可能であれば、いつも作業が求められるすべての場所に、安全にアクセスできる方法を講じなければならない。
- (c) 落下の可能性のある高所での作業をしなければならない者は、合理的に実現可能であれば、作業中の者の安全確保のために、囲いやその他の方法を講じなければならない。

第 33 条 床のピット、排水留め、開口部等

(1) すべての工場で、地面や床に固定した容器、排水留め、タンク、ピット、または開口部で、その深さ、位置、構造または内容物のために、危険または危険となりうるものは、安全に蓋をするか、確実に柵を設けなければならない。

(2) 州政府は、書面の命令で、定められた条件に従って、すべての工場、ある等級または種類に工場、容器、排水留め、タンク、ピット、または開口部について、本条

の規定から適用排除することができる。

第 34 条 過重物

- (1) すべての工場で、人に傷害を与える可能性のある重量物を持ち上げ、運搬し、移動するために、人を雇用してはならない。
- (2) 州政府は、工場、ある等級または種類の工場に雇用される成人男性、成人女性、年少者、児童が持ち上げ、運搬し、移動できる最大の重量を定める規則を制定できる。

第 35 条 目の保護

すべての工場でなされる製造工程が、以下のような危険性を伴う場合、州政府は、その工
程またはその近くで就労する者の保護のために、効果的な幕または適切なメガネの提供を、
命令によって、求めることができる。

- (a) 工程中に飛び散る粒子や破片から目が傷つけるリスクがある場合
- (b) 過度に明るさに曝露のために、目に危険性がある場合

第 36 条 有害な臭気、ガス、その他に対する予防

- (1) 何人も、工場においてガス、臭気、蒸気、粉塵が人に危険を及ぼしかねない程度になっている部屋、タンク、大樽、ピット、パイプ、その他の閉鎖された空間で、適切なマンホールまたはその他の効果的な退避手段が講じられていないかぎり、そこに入ることを求められないし、認められない。
- (2) 何人も、第 1 項で述べた閉鎖された空間には、そこにあるガス、臭気、蒸気、粉塵が除去されて実行可能な手段によって許容範囲までに引き上げられ、さらにガス、臭気、蒸気、粉塵の侵入を防ぎ、以下の要件を満たすまで、その空間に入室することを要求され、許可されることはない。
 - (a) 資格を有する者が、証明書によって、みずからの検査によって、その空間から危険なガス、臭気、蒸気、粉塵が合理的に引き離されている場合、
 - (b) その者が、適切な呼吸機器をつけ、ロープを確実に取り付けたベルトを体に巻き付けて、ロープの一方を閉鎖された空間の外にいる者が保有している場合

第 36A 条 携帯電灯の使用に関する予防措置

すべての工場において、

- (a) 24 ボルトの電圧を超える携帯電灯その他の電気装置は、部屋、タンク、大樽、ピット、煙道その他の閉鎖された空間で、適切な安全装置が提供されない限り、使用してはならない。
- (b) 可燃性ガス、臭気、粉塵が部屋、タンク、大樽、ピット、煙道その他の閉鎖された空間に存在する可能性がある場合、耐火構造以外のランプ、または照明は内部で使用することが認められない。

第 37 条 爆発性または可燃性の粉塵、ガス等

- (1) すべての工場の製造工程で、粉塵、ガス、臭気、または蒸気を作り、その性質と規

模から引火によって爆発する可能性がある場合、爆発防止のために実行可能なあらゆる装置を以下のように講じなければならない。

- (a) 工程で利用する設備や機械を効果的に囲い込むこと
 - (b) 粉塵、ガス、臭気、または蒸気の蓄積を除去または防止すること
 - (c) あらゆる可能な引火源を排除、また効果的な囲い込むこと
- (2) すべての工場で、第1項に述べた工程で使用される設備または機械が、爆発が起きそうな圧力に耐えられない場合、設備または機械に抑制、緩衝、排気その他の効果的な機能を設定して、爆発の広がりや効果を制限するために実行可能なあらゆる措置を講じなければならない。
- (3) 工場の設備または機械の部分が、爆発性ガス、可燃性ガス、または蒸気を含む場合、以下の規定に従わないで、その部分を開いてはならない。
- (a) その部分に接合するパイプ接着部、またはその部分の開口部のカバー接合部を緩まる前に、パイプ部分へのガス、臭気 または蒸気の流れを、ストップバルブの他の方法で効果的に止めなければならない。
 - (b) 先に述べた接合部が除かれる前に、その部分にあるガス、または臭気の圧力を大気圧までに低下させるためのあらゆる実行可能な手段を講じなければならない。
 - (c) 先に述べた接合部を緩めたり、除去する場合、接合部が閉じられたり、確実に交換されるまで、爆発性または可燃性が明日または蒸気が、その部分のパイプに入らないように効果的な措置が講じられなければならない。

ただし、本項の規定は、屋外に設置された設備や機械には適用されない。

- (4) 爆発性または可燃性物質を含む設備、タンク、または容器は、すべての工場で、その物質、そこから発生する臭気を除去するか、物質を非爆発性または非可燃性とするまでの適切な手段が講じられるまで、熱を伴う溶接、ハンダ付け、切断の作業を行ってはならない。さらに、金属が冷えて引火の危険性を防ぐために、設備、タンク、または容器にその物質を入れてはならない。
- (5) 州政府は、すべての工場、ある等級または種類の工場において、定められた条件に従って、本条の規定の全部または一部を適用除外にすることができる。

第38条 火災時の予防

- (1) すべての工場において、構内または構外で、火災の発生と延焼を防止し、以下のことを備え、かつ維持しなければならない。
- (a) 火災発生するとき、すべての人の安全な脱出方法
 - (b) 消火のための機材と設備
- (2) すべての工場、全労働者は、火災時の脱出方法を熟知し、その場合に取りべき手順について適切な訓練を受けなければならない。
- (3) 州政府は、工場、またはあると等級または種類の工場、第1項及び第2項の規定を効果的に採用するための措置を求める規則を制定することができる。

- (4) 第1項(a)または(b)の規定にかかわらず、主任監督官が、工場での仕事の性質、工場の建築、人命や安全のリスク、その他の環境を考慮して、第1項(a)または第2項の目的のために工場に備えられる措置が、規定されているかいないかに関係なく、不十分であると判断する場合、主任監督官は、書面の命令で、合理的かつ必要であると考え追加の措置を特定の日までに工場に設置することを要求することができる。

第39条 欠陥部分の特定と安全検査を要求する権限

工場の建物、その一部または通路、機械、設備が人の生命や安全を脅かすと監督官が考え
る場合、監督官は、書面の命令によって、工場の所有者および管理者、またはその両方に
—

定期日までに、以下のことを要求することができる。

- (a) 建物、通路、機械または設備が安全に利用されているかどうかを決めるために必要な図面、企画、またはその細目
(b) 命令で定める方法によるテストの実施と、その結果を監督官への報告

第40条 建物と機械の安全

- (1) 監督官が、工場の建物、その一部、通路、機械、設備が人名または安全を危うくすると考えるとき、工場の占有者、または管理者またはその両方に、書面の命令によって、特定の日までに採用または実施されるべき措置を特定することができる。
(2) 建物、その一部、または工場の通路、機械、設備の一部が人命や安全を危うくすると監督官が考えるとき、工場の所有者または管理者またはその両方に、書面による命令で、適切に修理や変更がなされるまで、その使用を禁止することができる。

第40A条 建物の維持

工場の建物、その一部が労働者の健康や福利に有害な状態になるほど修理が不足していると監督官が考えるとき、工場の占有者または管理者またはその両方に、書面による命令で、

命令で定める日までに採用されるべき措置を実施するよう要求することができる。

第40B条 安全管理者

- (1) すべての工場において、
(i) 1000人以上の労働者が通常雇用されている場合
(ii) 州政府の見解で、製造工程または活動が、工場で雇用されている労働者に対して、身体的な傷害や中毒、疾病またはその他の健康へのリスクを伴う製造工程や活動の場合
工場の占有者は、州政府が官報の告示によって特定した人数の安全管理者を雇用しなければならない。
(2) 安全管理者の任務、資格、勤務条件は、州政府の定めによる。

第 4A 章

危険な工程に関する規定

第 41A 条 立地査定委員会の構成

(1) 州政府は、危険な工程を含む工場の最初の設置場所の許可申請、または、その拡張許可申請を検討する、政府への助言をおこなう立地査定委員会を以下のように構成する。

(a) 委員長となる州の主任監督官

(b) 中央政府が 1974 年水（汚染の防止および管理）法にもとづき任命される水汚染防止管理委員会の代表者 1 名

(c) 1981 年大気（汚染防止管理）法にもとづき任命される大気汚染防止管理委員会の代表者 1 名

(d) 1974 年水（汚染防止および管理）法にもとづき任命される州委員会の代表者 1 名

(e) 1981 年大気（汚染防止管理）法にもとづき任命される州大気汚染防止管理委員会の代表者 1 名

(f) 州環境局の代表者 1 名

(g) インド政府気象庁の代表者 1 名

(h) 労働衛生の専門家 1 名

(i) 州政府の地方計画部の代表者 1 名および州政府が選出する 5 名以下の委員

(i) 工場に含まれている危険な工程について特別な専門知識を持つ科学者 1 名

(ii) 工場が立地する場所を管轄する地方機関の代表者 1 名

(iii) 州政府が適切と考える 3 名以下の人々

(2) 立地査定委員会は、危険な工程を含む工場の設置申請を検討し、定められた様式にしたがって、設置申請受付後 90 日以内に、勧告を州政府におこなわなければならない。

(3) 工程が、中央政府が所有または管理する工場、または公社または会社に関係する場合、州政府は、中央政府が任命する代表 1 名を委員として任命しなければならなし。

(4) 立地査定委員会は、危険な工程を含む工場の設置や拡張の申請をおこなう者に情報を求める権限を有する。

(4) 州政府が、危険な工程を含む工場の設置や拡張の申請に許可を付与するとき、1974 年水（汚染の防止及び管理）法および 1981 年大気（汚染防止管理）法にもとづき設置される中央委員会または州委員会からさらに許可を得る必要はない。

第 41B 条 所有者による強制的な情報公開

(1) 危険な工程を含むすべての工場の占有者は、健康リスク、製造、輸送、彫像およびその他の工程での材料、物質の曝露から生じるリスクの防止措置を含む一切の情報を定められた方法で、工場に雇用された労働者、主任監督官、工場設置場所を管轄する地方機関

および近隣の一般大衆に公開しなければならない。

(2) 占有者は、危険な工程を含む工場の登録時に、そこで雇用される労働者の健康と安全についての詳細な方針を策定し、主任監督官および地方機関に明らかにし、さらに、その変更を、定められた期間内に、主任監督官および地方機関に知らせなければならない。

(3) 第1項により提供された情報は、廃棄物の量、特製、その他の特徴についての正確な情報とその廃棄方法を含んでいなければならない。

(4) すべての占有者は、主任監督官の許可を得て、工場の現場での緊急計画および詳細な災害防止計画を策定し、事故発生時に採用される安全措置を雇用される労働者、工場近くの一般大衆に知らせなければならない。

(5) 工場のすべての占有者は、

(a) 1987年工場（修正）法の施行開始時に危険な工程をおこなう工場では、その施行日から30日以内に

(b) 施行開始後、いつでも危険な工程をおこなうとする工場は、工程開始前30日以内に

主任監督官に、定められた様式と方法で、工程の性質と細目を通知しなければならない。

(6) 工場の占有者が第5項に違反している場合、本法の規定による工場占有者が思抜を受けるが、第6項によって発給される許可は取り消しされる。

(7) 危険な工程を含む工場の占有者は、主任監督官の事前の許可を得て、工場構内での危険物質の取り扱い、利用、輸送、貯蔵、この物質の工場構外での廃棄のための措置を策定し、労働者及び近隣の一般大衆に公表しなければならない。

第41C条 危険な工程に関する占有者の特別な責任

危険な工程を含む工場のすべての占有者は、

(a) 製造、貯蔵、取り扱い、輸送される化学物質、中毒性物質その他の有害な物質にさらされる工場労働者の正確かつ最新の健康記録、場合によっては、医療記録を維持し、その記録を別に定める条件のもとで労働者が入手可能にしなければならない。

(b) 危険物質を扱う資格と経験を有し、工場内で取り扱いを監督でき、別に定める方法で、労働者を保護するために必要な施設を作業場で提供できる者を任命しなければならない。

ただし、任命された者の資格や経験に疑問がある場合、主任監督官の決定が最終となる。

(c) すべての労働者の検診を以下の要領で行わなければならない。

(a) 危険な物質を取り扱い、それを用いる作業に配置される労働者が配置前に、

(b) その仕事を継続し、さらにその仕事を中止したとき、別に定める方法で、12か月を超えない間隔でおこなう。

第41D条 調査委員会を任命する中央政府の権限

(1) 中央政府は、危険な工程を含む工場で異常事態が発生したとき、工場で遵守されていた健康や安全基準を調査する調査委員会を任命し、工場に雇用されている労働者に適用になる健康や安全基準の失敗や無視の原因を調査し、その失敗によって影響を受けるおそれがある一般大衆のために、工場やその他の場所で将来異常事態の発生を防止することを目指す。

(2) 第1項にもとづき任命される委員会は、委員長と2名の委員から構成され、その任務と委員の任期は、状況に合わせて、中央政府によって決定される。

(3) 委員会の勧告は、性質上は助言である。

第41E条 緊急時の基準

(1) 中央政府が、危険な工程またはある種の工程について安全基準が規定されていないとか、基準が不適切であると確信するとき、工場諮問サービス・労働期間の長や危険な工程での安全基準を専門とする者に、危険な工程に適切な基準を強行する緊急時の基準を制定することを指示することができる。

(2) 第1項による制定される緊急時の基準は、本法にもちづく規則に取り込まれるまで、本法による規則に取り込まれるのと同じ効力を持つものとして施行される。

第41F条 化学物質及び中毒物質への曝露許容範囲

(1) 工場での製造工程（それが危険かどうかを問わず）における化学物質および中毒物質への曝露が認められる範囲は、別表2に示す。

(2) 中央政府は、いつでも、官報による告示によって、専門機関または専門家からの化学的証拠に効果を与えるために、別表2に適切な変更を加えることができる。

第41G条 安全管理への労働者の参加

(1) 危険な工程がおこなわれ、または危険な物質が利用され、取り扱われているすべての工場で、占有者は、作業の適切な安全と健康を維持し、定期的にそのための措置を点検する上で、労使の協力を促進するために、労働者と経営者同数の代表からなる安全委員会を組織しなければならない。

ただし、州政府は、書面の命令で理由を記録し、工場またはある等級の工場の占有者に委員会の設置を免除することができる。

(2) 安全委員会の構成、委員の任期、その権利と義務は、別に定める。

第41H条 緊急な危険を警告する労働者の権利

(1) 危険な工程をおこなう工場に雇用される労働者が、事故によってみずからの命または健康に緊急の危険があると懸念する場合、労働者は、工場または工程の責任を負う占有者、代理人、管理者またはその他の者に直接または安全委員会の代表を通して、そのことを通知し、さらに、同時に監督官にその通知を送付することができる。

(2) 工場や工程に責任を持つ占有者、代理人、管理者、その他の者が、緊急の危険の存在を確信すれば、直ちに是正措置を講じ、もっとも近い監督官にその措置について報告するのが義務である。

(3) 第 2 項の占有者、代理人、管理者、または責任を負う者が、労働者の懸念する緊急の危険の存在を確信しない場合、そのことを最も近い監督官に報告し、その監督官が緊急の危険の存在問題について最終の判断をおこなう。

第 5 章 福利厚生

第 42 条 洗淨施設

- (1) すべての工場で、
 - (a) 適切で十分な洗淨施設を労働者が利用できるように提供され、維持されなければならない。
 - (b) 切り離され、適切に隔離された設備を男女の労働者の利用のために提供されなければならない。
 - (c) その設備は、アクセスしやすく、清潔に保たれなければならない。
- (2) 州政府は、工場またはアル等級または種類の工場、またはすべての製造工程で、適切で十分な洗淨施設についての基準を定めることができる。

第 43 条 衣類の保管および乾燥設備

州政府は、工場または等級または種類の工場で、作業時間中に着用しない衣服の保管と、濡れた衣服の乾燥のために適切な場所についての規則を定めることができる。

第 44 条 座るための設備

- (1) すべての工場で、立ち作業を義務づけられている労働者のために、作業中に座れる機会を生かせるように、座るに適する設備を提供され、維持されなければならない。
- (2) 工場で特定の製造工程に従事し、特定に部屋で働く労働者が効率的に座って仕事ができる主任監督官が考えれば、主任監督官は、書面の命令で、工場の所有者に、定められた日までに、それらに従事するすべての労働者に実施可能な座る設備を提供することを求めることができる。
- (3) 州政府は、官報の告示によって、第 1 項の規定を特定の工場または特定の等級または種類に工場、または特定の製造工程に適用をしないことを宣言できる。

第 45 条 応急手当の用具

- (1) すべての工場で、定められた内容を備えた救急箱や戸棚をすべての労働時間帯に手に届くように提供され、維持されなければならない。提供され、維持される救急箱や戸棚の数は、その工場で常時雇用される労働者 150 人あたり 1 個を下回ってはならない。
- (2) 救急箱や戸棚の中に、定められた内容以外の物を入れてはならない。
- (3) 救急箱または戸棚は、州政府のよって認められた応急治療証明書を有する責任者が、工場の作業時間中に常時利用できるように、別々に管理下に置くものとする。
- (4) 常時 500 人以上の労働者が雇用されているすべての工場では、定められた規模の救護室を提供、維持され、定められた器具、医療および看護要員の監督のもとに置かれな

ればならない。これらの施設は、工場の作業時間中常に利用できなければならない。

第 46 条 食堂

(1) 州政府は、常時 250 名以上の労働者を通常雇用している特定の工場で、1 つ以上の食堂が所有者によって労働者に提供され、維持されるように規則を制定することができる。

(2) 上記の権限の一般性を損なうことなく、規則には以下のことを定めることができる。

- (a) 食堂が提供される日
- (b) 食堂の建築、設備、家具、その他の備品の基準
- (c) 提供される食料とその料金
- (d) 食堂運営委員会の構成、食堂運営への労働者の参加
- (dd) 食料のコストを決定する際に考慮外として、所有者が負担する食堂運営経費
- (e) 別に定められる条件に従い、第 c 号にもとづく規則を制定する権限を赴任監督官へ

の移譲

第 47 条 待避所、休憩室、および昼食室

(1) 150 名以上の労働者が常時雇用されているすべての工場で、適切で妥当な待避所、休憩室、および飲み水を備え、労働者が食事をとることができる昼食室が提供され、維持されなければならない。

ただし、第 46 条の規定によって、維持される食堂は本条の要件を満たしているとみなされる。

さらに、昼食室がある場合、作業室で食料を食べてはならない。

(2) 第 1 項によって提供される待避所、休憩室、または昼食室は、十分な照明、換気がなされ、涼しく清潔に維持されなければならない。

(3) 州政府は、以下のことができる。

- (a) 本条により提供される待避所、休憩室、昼食室の建築、設備、家具その他の備品についての基準を定める
- (b) 管報の告示によって、工場またはアルと IX または種類の工場を本条の適用除外をする。

第 48 条 託児所

(1) 30 名以上の女性労働者が常時雇用されている工場では、6 歳未満の子どもが利用できる適切な保育所が提供され、維持されなければならない。

(2) その部屋は、適切な設備を持ち、十分な照明、換気が維持され、清潔で衛生的な状態に維持され、子どもや幼児を世話する訓練を受けた女性の管理下に置かれる。

(3) 州政府は、以下の規則を制定できる。

- (a) 本条にもとづき提供される部屋の場所、建築、整備、家具その他の備品についての基準
- (b) 本条が適用になる工場で、女性労働者の子ども世話のために、衣服の洗濯、着替えのための追加の施設を求めること

(c) 工場で、無料にミルク、清涼飲料水またはその両方を子どものために提供を求める

(d) 子どもに母親が必要な間隔で、授乳する設備を備えることを求める

第 49 条 福利厚生職員

(1) 500 名以上の労働者を通常雇用している工場では、所有者は、別に定める福利厚生職員を雇用しなければならない。

(2) 州政府は、第 1 項にもとづき雇用される職員の任務、資格、勤務条件を定めることができる。

第 50 条 本章を補充するための規則制定権限

州政府は以下の規則を肯定することができる。

(a) 別に定められる労働者福利厚生のための代替りの取り決めに日たがうことを条件に、工場またはある等級または種類の工場を本章の規定の遵守から適用除外とする。

(b) 工場またはある等級または種類の工場において、工場に雇用される労働者の代表者を労働者の福利厚生の実行にかかわらせることを求める。

第 6 章

成人の労働時間

第 51 条 週の労働時間

工場において、成人労働者は、週 48 時間以上の労働を求められたり、許されたりはしない。

第 52 条 週休日

(1) 成人労働者は、以下の場合を除く、週の第一日（これ以降、当該日という）に工場に働くことを求めたり、許可されない。

(a) 当該日の直前または直後の 3 日のうち 1 日に休日をとった場合またはとる予定である場合

(b) 工場の管理者が、当該日または第 a 項にもとづく代替日のいずれか早い日以前に

(i) 監督官事務所に、当該日および代替日に働くことを労働者に求める意図を

知する場合

(ii) 工場にその通知を掲示する場合

ただし、労働者が休日なしに、連続して 10 日以上働く結果となるように代替日を与えてはならない。

(2) 第 1 項にもつづく通知は、監督官事務所に送付された通知と、工場に掲示された通知が、当該日か、または取り消されることになる休日のどちらか早い日の前日までに通知されれば、取り消すことができる。

(3) 第 1 項の規定にもつづく、労働者は当該日に働き、その直前の 3 日間のうちの 1 日

に休日を取った場合、その当該日は、州の労働時間の計算上は、前週に含まれる。

第 53 条 代休

(1) 工場または労働者に第 52 条の規定の適用除外を定める命令や本法にもとづき規則の制定の結果、労働者が第 52 条第 1 項に規定する週休を失ったとき、その失った休日と同じ日数の代休を、休日の権利をもっていた月またはその月の直後 2 か月間に認められなければならない。

(2) 州政府は、第 1 項に定める休日を認める方法を定めることができる。

第 54 条 1 日の労働時間

第 51 条にもとづき、成人労働者は 1 日 9 時間以上の労働を求められたり、許可されることはない。

ただし、主任監督官の事前の許可があれば、本条の最高労働時間は、交代勤務を容易にするために超えることは可能である。

第 55 条 休憩時間

(1) 工場における成人労働者の 1 日の作業時間帯は、5 時間を超えてはならず、少なくとも 30 分の休憩時間を取る前に、5 時間を超えて働かないように固定されなければならない。

(2) 州政府、または州政府の管理に従う主任監督官は、書面の命令で理由を特定して、休憩を取らないで労働時間が 6 時間を超えない限り、すべての工場を第 1 項の規定から適用除外することができる。

第 56 条 労働時間の延長

工場における成人労働者の作業時間帯は、第 55 条による休憩時間を含めて、1 日 10 時間 30 分を超えないように取り決めなければならなし。

ただし、主任監督官は、書面に理由を特定して 12 時間まで延長ができる。

第 57 条 夜間交代勤務

工場の労働者が、午後 12 時を超えるシフトで働く場合、

(a) 第 52 条、第 53 条の目的のために、1 日の全休日とは、交代が終了したときから連続して 24 時間を意味する。

(b) 労働者にとって翌日とは、交代が終了したときから始まる 24 時間とみなされ、午後 12 時を超えて働いた時間は前日に算入されなければならない。

第 58 条 重複する交代勤務の禁止

(1) すべての工場で、2 チーム以上の労働者が、同一時間に同一種類の労働に従事する組み合わせの交代勤務をしてはならない。

(2) 州政府、または州政府の管理のもとにいる主任監督官は、書面による命令で、そこに理由を特定して、工場またはある等級または種類の工場、または工場の部で、そこで働く労働者の分類や種類について便宜と考える条件に基づき、第 1 項の規定から適用除外できる。

第 59 条 残業の超過新銀

- (1) 1日9時間以上、週48時間以上勤務する工場の労働者は、残業のときに、賃金を受け取る権利を有する。
- (2) 第1項のために、通常賃金とは、基本賃金、食料品その他の物品の割引販売で蓄積された特典の現金相当額を含め、労働者が権利を持つ手当との合計をいい、ボーナスと残業手当は含まない。
- (3) 工場の労働者が出来高払いで払われる場合、時間単価は、残業がおこなわれる月の直前に同一または同種の労働で実際に働いた日のフルタイム作業による収入の平均日収に相当する額とみなされる。その時間単価は、労働者の賃金の通常額とみなされる。

ただし、直前の月に同一または同種の労働につかなかった労働者の場合、時間単価は、残業がなされた週に実際に働いた日の平均日収に等しいとみなされる。

説明 この項の目的のために、労働者が実際働いた日の収入算定には、食料品その他の物品の割引販売で蓄積された特典の現金相当額を含む、労働者が権利をもっている手当を含むが、ボーナスまたは収入が算定される対象期間に関して支払われる残業手当は、除外するものとする。

- (4) 食料品その他の物品の割引販売で蓄積される特典の現金相当額は、標準家族に認められる食料品その他の物品の最大の量を基礎にして、別に定めるように計算されなければならない。

説明Ⅰ 標準家族とは、労働者、配偶者、年齢14歳以下の子ども2名から構成され、3名の成人の消費単位を要する家族をいう。

説明Ⅱ 成人消費単位とは、年齢14歳を超える者の消費単位であり、14歳を超える女性の消費単位はおよび14歳以下の消費単位は、成人消費単位の0.8、0.6として計算される。

- (5) 州政府は、以下の規則を制定できる。
 - (a) 労働者に対する食料品またはその他の物品の割引販売で蓄積される特典の現金相当額が算出される方法
 - (b) 本条の規定の遵守を確保するために、工場で保持されなければならない登録簿

第60条 二重雇用の制限

成人労働者は、別に定める場合を除いて、別の工場で就労している日に、工場で働くことを求められないし、許可もされない。

第61条 成人のための労働時間帯の通知

(1) 各工場で、第108条第2項の規定にもとづき、成人労働者の要求される作業時間帯を示す通知を掲示し、それを適正に維持しなければならない。

(2) 第1項に定める通知に示される時間帯は、本条の規定に従い事前に固定され、その時間帯で働く労働者は第51、52、54、55、56、58条に規定に違反して働くことはできない。

(3) 工場の全成人労働者は同じ時間帯に働くことが求められる場合、工場の管理者は、一般に労働者のために時間帯を固定しなければならない。

(4) 工場の全成人労働者が同じ時間帯に働くことが求められない場合、工場の管理者は、労働の性質に合わせて、労働者をグループに分けて、グループの労働者数を示さなければならない。

(5) 交代作業を求められないグループにつき、工場の管理者は、グループが作業を求められる時間帯を固定しなければならない。

(6) 交代作業が求められるグループにつき、交代が周期的に変更されない場合、工場の管理者は、グループごとに作業が求められる時間帯を固定しなければならない。

(7) 交代作業がもとめられるグループにつき、交代が周期的に変更される場合、工場の管理者は、グループごとに作業の求められる時間帯と、1日の作業時間別に作業しなければならない交代グループを明示する交代勤務表を作成しなければならない。

(8) 州政府は、第1項の規定による通告の様式、およびそれを維持する方法を定めることができる。

(9) 本法施行後作業を始める工場の場合、第1項の通告の写し2通を、工場で作業開始日の前に監督官に送付しなければならない。

(10) 第1項の通告の変更が必要な工場で、作業システムの変更は変更実施前に監督官に2通送付しなければならない。この変更は、監督官の事前の許可のある場合を除き、直近の変更から1週間を経過するまで、実施してはならない。

第62条 成人労働者の登録簿

(1) すべての工場の管理者は、労働時間中または労働がなされている間はいつでも常に監督官が利用できる成人労働者登録簿を作成し、以下の事項を記載しておかなければならない。

- (a) 工場のすべての成人労働者の氏名
- (b) 各人の作業の性質
- (c) 所属するグループ
- (d) グループが交代勤務する場合、各人に割り当てられたシフト
- (e) 別に定められる細目

ただし、監督官が、工場の業務として維持さされている点呼簿や登録簿が、工場の全労働者につき、本条で求められている細目が維持されていると判断する場合、監督官は、書面によって、この点呼簿や登録簿を、工場の成人登録簿の代わりまたは同等なものとして、維持することを指示することができる。

(1A) すべての成人労働者は、成人労働者登録簿にその氏名その他の細目が記載されていないとき、作業を求められたり、許可されたりしない。

(2) 州政府は、成人労働者登録簿の様式、その保存方法、保存期間について定めることができる。

第 63 条 第 61 条通告および第 62 条登録簿に対応する労働時間

すべての成人労働者は、工場で表示されず、工場の成人労働者登録簿にも記載されていない工場で、労働することを求められたり、許可されることはない。

第 64 条 適用除外規則を制定する権限

(1) 州政府は、規則を制定して、監督や管理の仕事または工場の秘密を保持する仕事に雇用される者を定義し、または主任監督管の意見では、その規則によって定義される者を除き、その地位にいる場合やそこに雇用される場合、監督や管理の仕事、または工場の秘密保持する仕事にある者として宣言し、さらに、第 66 条第 1 項 b 号および同項但し書きの規定以外の本章の規定は、定義されまたは宣言された者には適用されない。

ただし、定義または宣言された者は、その者の通常の賃金が 1936 年賃金支払法第 1 条第 6 項とその後の修正が定める賃金制限額を超えない場合、第 59 条の残業期間に対する割増賃金を受ける権利を有する。

(2) 州政府は、規則を制定して、工場の成人につき、以下の指示された範囲、条件のもとで、例外を認めることができる。

- (a) 緊急修理に従事する労働者につき、第 51, 52, 54, 55, 56 条の適用除外
- (b) 工場の一般的労働に課せられた制限を超えて実施される必要のある準備作業や補完作業の性質を持つ労働に従事する労働者には、第 51, 54, 55, 56 条を適用除外
- (c) 断続的であるために作業しない間隔が通常 55 条により求められる休憩の間隔を超える労働者につき、第 51, 54, 55, 56 条の適用除外
- (d) 技術的理由から継続的に実施されなければならない作業に従事している労働者につき、第 51, 52, 54, 55, 56 条の適用除外
- (e) 毎日製造され供給されなければならない重要な物品の製造または供給に従事する労働者につき、第 51, 52 条の適用除外
- (f) 決められた季節以外実施できない製造工程に従事する労働者につき、第 51, 52, 54 条の適用除外
- (g) 自然の不規則な力に依存したときしか実施できない製造工程に従事する労働者につき、第 51, 52, 54 条の適用除外
- (h) 機関室、ボイラー室、発電所または動力伝導機械に従事する労働者につき、第 52, 55 条の適用除外
- (i) 新聞印刷で機械の故障のために足止めされた労働者につき、第 51, 54, 56 条の適用除外
説明 本項の新聞という用語は、1867 年報道および書籍登録法により与えられた意味を持つ。
- (j) 鉄道貨車、トロッコやトラックの積み荷の上げ下ろしに従事する労働者につき、第 51, 52, 54, 55, 56 条の適用除外

(k) 州政府の官報によって、国家的に重要な作業と告示された作業に従事する労働者につき、第 51、52、54、55、56 条の適用除外

(3) 第 2 項にもとづき例外を定める規則は、第 61 条の規定から州政府が自ら定める条件に従い、適切と判断する例外を制定することができる。

(4) 本条にもとづく規則を制定するとき、州政府は、第 2 項 a 号にもとづく例外を除き、以下の残業を含む労働時間の制限を超えることはできない。

(i) 1 日の労働時間が 10 時間を超えてはならない。

(ii) 休憩時間を含め労働時間の延長は、1 日につき 12 時間を超えてはならない。

ただし、州政府は第 2 項 d に述べる労働者の分類のすべて、またはその一部に関し、欠勤した労働者に代わって勤務する労働者が働けるようにするために、i または ii で課せられた制限の適用を除外する状況や条件を定めることができる。

(iii) 産業を含め 1 週間の労働時間は 60 時間を超えてはならない。

(iv) 残業時間は 1 四半期に 50 時間を超えてはならない、

説明 四半期とは、1 月 1 日、4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日に始まる 3 か月を意味する。

(5) 本条にもとづく規則は、5 年を超えない期間のみ効力を有する。

第 65 条 例外命令を制定する権限

(1) 州政府は、仕事の性質やその他の状況により、工場またはある等級または種類の工場で、工場の成人労働者の労働時間帯を固定することが不合理であると判断する場合、書面の命令によって、工場の労働者に関する第 61 条に規定を、適切と判断する範囲及び方法、さらに労働時間を管理する上で便宜であると考える条件にもとで、緩和または修正することができる。

(2) 州政府、または州政府の監督のもとで主任監督官は、便宜的であると考える条件のもとで、工場が例外的に緊急作業に対応可能とするとの理由で、書面による命令で、工場またはグループまたは等級または種類の工場で、成人労働者のすべて、または一部を第 51、52、54、56 条の規定から適用除外することができる。

(3) 第 2 項の例外は以下の条件に従うものとする。

(i) 1 日の全労働時間が 12 時間を超えてはならない。

(ii) 休憩時間を含め 1 日の労働時間の延長は 13 時間を超えてはならない。

(iii) 残業を含め 1 週の労働時間は、60 時間を超えてはならない。

(iv) 7 日を超えて連続して残業することが認められない。さらに、残業時間は 1 四半期 75 時間を超えてはならない。

説明 本項の四半期とは、第 84 条第 4 項と同じ意味である。

第 66 条 女性雇用に関する追加的制限

(1) 本章の規定は、工場の女性に適用するとき、以下の制限のもとで補完するものとする。

- (a) 第 54 条の規定からの除外は、女性に関しては存在しない。
 - (b) 女性は、午前 6 時から午後 7 時以外の時間帯では工場で働くことを求められないし、許可もされない。
ただし、州政府が、官報の告示によって、工場またはグループまたは等級または種類の工場において、b 号の規定による制限を修正することができる。その場合であっても、午後 10 時から午前 5 時までの女性の雇用は認められない。
 - (d) 週休またはその他の休日を除いて、シフトの変更はできない。
- (2) 州政府は、魚の保存加工または缶詰加工工場で働く女性に関し、原材料の損傷や劣化を防止するために制限された時間を超えて女性を雇用する必要がある場合、州政府が定める範囲及び条件のもとで、1 項に定めた制限の例外を定める規則を制定することができる。
- (3) 第 2 項により制定される規則は、3 年を超えて効力を持たない。

第 7 章

年少者の雇用

第 67 条 年少者の雇用の禁止

満 5 歳に満たない児童は、あらゆる工場で、作業を要求されないし、許可もされない。

第 68 条 非成人の目印

満 14 歳を超えない児童または未成年者は、以下の例外を除いて、すべての工場で作業を要求されたり、許可されない。

- (a) 第 69 条によって本人の適応性の証明書が工場の管理者に提出されていること。
- (b) 児童または未成年者が、仕事の中にその証明を示す目印を携帯していること。

第 69 条 適性証明書

(1) 認定工場医は、工場での労働に適性すると証明があれば雇用されるという工場管理者の署名付きの文書を持参する年少者、両親、保護者が申請するとき、または年少者が働きたいと希望する工場管理者が申請するとき、当人を検査し、工場に働く適性を確認する。

(2) 検査のあと、認定工場医は、定められた様式によって、年少者に以下の証明書を与えまたは更新することができる。

- (a) 年少者が満 14 歳を超え、定められた身体的基準に達し、作業への適性が認められれば、児童として工場で働く適性証明書
- (b) 年少者が満 15 歳を超え、工場での全日作業に適合していると認められれば、成人として工場で働く適性証明書

ただし、認定工場医が、年少者が働くことを希望する場所や雇用される製造工程について個人的知識を持たない場合、その場所を検査するまで本項による証明書を発行や更新してはならない。

- (3) 第 2 項により発行または更新される証明書は、

(a) 記載された日から 12 か月のみ効力を有する。

(b) 年少者が雇用される作業の性質についての条件、または 12 か月の期限前に年少者が再検査に従うという条件を付ける。

(4) 認定工場医が、証明書保持者が記載された能力をもって工場で働くことができないという意見に達したとき、第 2 項により証明を取り消す、または更新をしてはならない。

(5) 認定工場医が、証明書や求められた内容の証明書の発行や更新を拒否するとき、または取り消したとき、証明や更新を申請する者からの要望があれば、その理由を書面で述べなければならない。

(6) 本条にもとづく証明者が第 3 項 b 号に述べる条件のもとで、年少者に発行または更新された場合、当該年少者は、すべての工場で、条件に違反する作業を求められたり、許可されることはない。

(7) 本条にもとづき証明書に支払われる料金は所有者が払い、年少者、両親または保護者から徴収してはならない。

第 70 条 未成年者に発行される適性証明書の効力

(1) 第 69 条第 2 項 b 号にもとづき成人としての工場適性証明書の発行や更新を受けた未成年者、および証明書のしるしを工場作業中に携帯する未成年者は、第 6 章及び第 8 章の目的のために成人とみなされる。

(1A) 17 歳に達し、成人として工場での作業適性証明を取得した女性の未成年者または男性の未成年者は、午前 6 時から午後 7 時まで以外は、工場での作業を求められたり、許可されることはない。

ただし、州政府は、官報の公示により、工場またはある等級または種類の工場で、以下のことが認めることができる。

(i) 本項にもとづき制限を変更できるが、女性の未成年者は午後 10 時から午前 5 時までの就労は認められない。

(ii) 国益にかかわる深刻な緊急事態の場合には、本項の規定の適用を除外する。

(2) b 号にもとづき成人として工場での作業適性証明者を付与されない未成年者は、実年齢にかかわらず、本法の目的のためには、児童とみなされる。

第 71 条 児童の労働時間

(1) 児童は、すべての工場において、

(a) 1 日 4 時間半以上、雇用されてはならないし、許可されてもならない。

(b) 夜間の雇用は認められないし、許可もされない。

説明 本項の目的のために、夜とは、午後 10 時から午前 6 時までを含む最小 12 時間の連続時間帯をいう。

(2) 工場に雇用される児童の労働時間は、2 交代勤務に限定され、これは重複、または各 5 時間を超えて延長してはならない。児童は 1 つのシフトにのみ雇用され、主任監督官の事前の許可なく、30 日間に 2 回以上変更してはならない。

(3) 第 52 条の規定は児童にも適用され、すべての児童に本項の規定の適用除外はない。

(4) 他の工場で働いている日に、すべての児童は工場で働くことを求められた理、許可されることはない。

(5) 女性の児童は、午前 8 時から午後 7 時以外の時間に工場で働くことを求められたり、許可されることはない。

第 72 条 児童の労働時間の通告

(1) 第 108 条第 2 項の規定にもとづき児童が雇用されているすべての工場で、児童が毎日労働を求められ許可されている時間帯を明示した作業時間帯の通告を掲示し、適切に保持しなければならない。

(2) 第 1 項で求められている通告の時間帯は、第 61 条によって成人のために定められている方式に従って、事前に固定され、この時間帯で働く児童は第 71 条に違反しないものでなければならない。

(3) 第 61 条第 8, 9, 10 項の規定は、本条第 1 項を求める通告にも適用される。

第 73 条 自動労働者登録簿

(1) 児童が雇用されているすべての工場の管理者は、全労働時間または工場で作業が行われている間、監督官がいつでも閲覧できる児童労働者登録簿を維持しなければならない。それには以下のことが示される。

- (a) 工場での児童の名前
- (b) 児童の仕事の性質
- (c) グループがある場合は、そのグループ
- (d) グループが交代性で働く場合、割り当てられたシフト
- (e) 第 69 条により発行される適正証明書の番号

(1 A) 氏名及びその他の細目が児童労働者登録簿に記載されていない場合、すべての児童は作業を求められないし、許可もされない。

(2) 州政府は、児童労働者登録簿の様式およびそれを維持する方法、保存期間を定めることができる。

第 74 条 第 72 条の通告および第 73 条登録簿に対応する労働時間

工場に表示された労働時間帯の通告に従い、さらに工場の児童労働者登録簿に事前に氏名欄になされた記載に従ってのみ、すべての児童は雇用されるものとする。

第 75 条 医学検査を求める権限

監督官は以下の意見を持つ場合、

- (a) 適性証明書を持たず工場で働く者が年少者である、
- (b) 適性証明書を持たず工場で働く年少者が、証明書記載の能力で働くには不適切である、

監督官は、工場の管理者に通知して、その者または年少者が認定工場医の検査を受け、第 69 条による適性証明書または新規の証明書が発行されるまで、またはその者が年少者で

ないことが証明されるまで、その者または年少者は、監督官の指示に従い、雇用されてはならないし、許可もされてはならないことを要求できる。

第 76 条 規則制定権限

州政府は、以下の規則を制定できる。

- (a) 第 69 条にもとづき交付される適性証明書の様式を定め、証明書原本の紛失に備えて副本を交付し、この証明書交付や更新のための料金を決める
- (b) 工場出働く児童および未成年者の身体的基準を定める
- (c) 本章による認定工場医の手続を規制する
- (d) 認定工場医が工場で年少者の雇用につき、果たすべき任務を特定し、さらにその任務の料金と支払をすべき者を定める

第 77 条 適用が排除されない他の法令の規定

本章の規定は、1938 年児童雇用法の規定への追加であり、それを損なうものではない。

第 8 章

年次有給休暇

第 78 条 本章の適用

(1) 本章の規定は、他の法令、裁定の内容、協定を含む合意、または労働規約にいて労働者に認められている権利を侵害するものではない。

ただし、裁定、協定を含む合意、または労働契約が本章で定める年次有給休暇より長い休暇を提供している場合、労働者の与えられる休暇は、その裁定、協定を含む合意、または労働契約によって定まる。しかし、裁定、合意または労働契約にさだめられていない場合、または不利な規定が提供されている場合には、第 79 から 82 条が適用になる。

(2) 本章の規定は、政府が経営する鉄道の工場の労働者には適用されず、中央政府の休暇規則が適用になる。

第 79 条 年次有給休暇

(1) 暦年を通じて工場で 240 日以上働く労働者は、次の暦年に、以下の割合で計算される年次有給休暇が認められる。

(i) 成人の場合、前暦年に 20 日間の労働に対して 1 日

(ii) 児童の場合、前暦年に 15 日間の労働に対して 1 日

説明 I 本項の目的のために、

(a) 合意や契約または就業規則で認められる一時解雇の日

(b) 女性労働者の場合、12 週を超えない産休の日

(c) 休暇を取る前年に取得された休暇の日

これらの日は、240 日以上を計算するために、工場で働いた日とみなされる。しかし、休暇を取得したことにはならない。

説明 II 本項に認められる休暇は、休暇期間中またはその直後にある休日は除か

れる。

(2) 勤務が1月1日以外に始まった労働者は、暦年の内の残り日数の3分の2働いた場合、第1項i号またはii号の規定の割合で年次有給休暇を取得する権利を有する。

(3) 暦年中、労働者が、勤務中に懲戒処分、解雇または退職、定年退職または死亡した場合、その労働者が第1項または第2項に定めた休暇を取得するために必要な全期間勤務していなくても、その労働者、相続人、指名を受けた者は、懲戒処分、解雇、退職、定年退職、または死亡の直前に権利をもっていた期間につき、第1項の割合で計算された休暇中の賃金を受け取る権利を有する。その支払は以下のように行われる。

(i) 労働者が懲戒処分、解雇、退職をした場合、その懲戒処分、解雇、退職の日の2労働日の経過前

(ii) 労働者が定年退職や死亡の場合、定年退職や死亡の日から2か月経過前

(4) 本条にもとづき休暇を計算するとき、半日以上で1日に満たない休暇日は、1休暇日として扱い、半日に満たない休暇日は省略される。

(5) 労働者が第1項または第2項によってすべての休暇を暦年内に取得しななければならないが、取得されなかった休暇日は翌暦年に加算される。ただし、翌暦年に繰り越される休暇日は、成人の場合30日、児童の場合40日を超えることはできない。

さらに、有給休暇を申請した、第8項及び第9項に定める計画のために、または第10項に違反して休暇を取得できない場合、拒否された休暇を制限なく繰り越すことができる。

(6) 労働者は暦年内に認められた休暇のすべて、または一部を取得するために、休暇開始前15日前までに、工場の管理者に書面で申請することができる。

ただし、労働者が、1947年労働争議法第2条n号に定義する公益事業に雇用されている場合、休暇開始前30日前に申請しなければならない。

さらに、休暇を取得できる回数はその年でも3回を超えてはならない。

(7) 労働者が病気の期間に有給休暇を利用したい場合、第6項の期間内に申請がなされなくても、休暇が認められるべきである。その場合、第81条で認められる賃金は、休暇申請から15日以内に支払われる。公益事業の場合は、30日以内に支払われる。

(8) 労働の継続性を確保するために、工場の所有者または管理者は、1947年労働争議法第3条にもとづき設置される工場委員会または他の法律によって設置される類似の委員会との合意によって、もし、そのような工場委員会がない場合、別に定める方式で労働者の代表との合意によって、主任監督官に本項で認められる休暇付与の計画を提出することができる。

(9) 第8項で提出された計画は、工場内の適切かつ見やすい場所に掲示され、施行日から12か月は有効とされる。その後、第8項に定める工場委員会またはそれと類似の委員会、労働者代表との合意のもとに、修正または無修正で、更新することができる。その計画は12か月有効である。更新の通告は実施前に主任監督官に送付されなければならない。

(10) 第6項の規定に違反しない休暇申請は、第8項及び第9項によってその時に実施

されている計画に従う場合を除く、拒否されてはならない。

(11) 第1項または第2項によって休暇を取得する権利を有する労働者の雇用が、すべての休暇を取得する前に所有者によって終了させられた場合、または休暇申請をしたが付与されなかった後に、取得前に退職する場合、工場所有者は、取得されなかった休暇に相当する第80条による金額を、解雇の場合は雇用停止後2日以内に、退職の場合には、次の給与支給日までに支払わなければならない。

(12) 労働者は取得しなかった休暇日は、懲戒処分、解雇前に必要とされる通告を計算する際に、考慮してはならない。

第80条 休暇中の賃金

(1) 第78条または第79条によって認められる休暇につき、労働者は、休暇の直前の月に実際に働いた日のすべての収入、残業手当とボーナスは除外して、生活手当や食料品その他の物品の割引販売で蓄積される特典の現金相当額を含む1日平均と同じ額が支払われる。ただし、休暇直前の月にすべて働いていない労働者の場合、休暇の前の最後の月に実際に働いた日のすべての収入、残業手当とボーナスは除外して、生活手当と食料品その他の物品の割引販売で蓄積された特典の現金相当額を含む1日平均と同じ額は支払われる。

(2) 食料品その他の物品の割引販売で蓄積された特典の現金相当額は、標準家族に認められる食料品その他の物品の最大量ヲ基礎に、規定により頻度で計算サレナケレバならなし。

説明I 標準家族とは、労働者、その配偶者、年齢14歳以下の児童2名からなり、3成人消費単位を求める家族をいう。

説明II 成人消費単位とは、年齢14歳を超える男子の消費単位であり、年齢14歳ヲ超える女性の消費単位、および年齢14歳以下の児童の消費単位は、成人消費単位の0.8、0.6倍で計算されるものとする。

(3) 州政府は、以下の規則を制定できる。

(a) 労働者に食料品その他の物品の割引販売で蓄積される特典の現金相当額を計算する方法

(b) 本条の規定の遵守を確保する目的のために、工場で保存される登録簿

第81条 先払いの事例

4日以上休暇を取得する成人労働者は、および5日以上取る児童労働者は、休暇開始前に休暇期間に支払われる賃金の支払を受ける。

第82条 未払い賃金の回収方法

本章により使用者から支払われる額が、支払われない場合、1936年賃金支払法の規定によって遅滞賃金として回収されなければならない。

第83条 規則制定権限

州政府は、工場の管理者に別に定める細目を含む登録簿の保存を指示し、監督官の検査に利用するために登録簿を求める規則を制定することができる。

第 84 条 工場を適用除外する権限

州政府は、工場の労働者に適用になる休暇規則が、本章が規定する福利より不利でない福利を提供しているという見解を持つ場合、書面の命令で、命令の中で定める条件に従うことを条件に、工場に対して本章の全部またはその一部を適用除外とすることができる。

説明 本条の目的のために、休暇規則によって提供される福利が本章のそれより不利かどうかを判断する際に、福利の全体を考慮するものとする。

第 9 章

特別規定

第 85 条 本法をある施設に適用する権限

(1) 州政府は、官報の告示によって、本法のすべて、または一部を動力の有無または、以下の場合に製造工程が通常実施されているすべての場所に適用することを宣言することができる。

(i) 動力の助けがあるときは、10 名未満の雇用者数、動力がないときは、¥ 20 名未満の雇用者数である場合

(ii) そこで働く者が、施設の所有者に雇用されていないが、所有者の許可を得て、または同意を得て働いている場合

ただし、製造工程は家族の助力を得ている所有者のみによって実施されていないことが条件である。

(2) 場所が宣言された後、本法の目的のために工場がみなされ、所有者が占有者に、働く者は労働者とみなされる。

説明 本条の目的のために、所有者は、施設の借主、または占有する抵当権者を含む。

第 86 条 公共施設を適用除外とする権限

州政府は、必要と判断する条件に従い、教育、訓練、研究または再組織のために維持される公共施設であって、製造工程が実施されている職場または作業場を本法の適用除外とすることができる。

ただし、労働時間および休日の規定は、施設管理権限を有する者が州政府の許可を得るために、施設に雇用されている者や施設に参加している者、施設に収容者のための雇用時間規制、食事時間、休日の計画を提出し、州政府が、その計画は本法の規定よりも不利でないと満足しない限り、適用除外は認められない。

第 87 条 危険な作業

州政府は、工場で実施される製造工程または作業が、そこで雇用される者の身体の損傷、中毒または疾病の危険にさらされるという意見を持つ場合、製造工程または作業が実施されている工場、またはある等級または種類の工場に適用になる以下の内容の規則を制定することができる。

(a) 製造工程または作業を特定し、それが危険であると宣言する。

- (b) 製造工程または作業で女性、未成年者、児童の雇用を禁止する。
- (c) 製造工程または作業で、雇用されている者、雇用を希望する者の定期定医学検査をおこない、その雇用に適性を証明されない者の雇用を禁止し、工場占有者に医学検査の費用の支払を求める。
- (d) 製造工程または作業、またはそれが実施されている場所の近くで、雇用されているすべての者を保護する。
- (e) 製造工程または作業に関連する特定の材料または工程の使用を禁止、制限、または管理する。
- (f) 追加して福利厚生、衛生施設、保護具や衣服の提供を要求し、製造工程または作業の危険な性質に関する基準を定める。

第 87A 条 極めて危険な雇用を禁止する権限

(1) 工場またはその一部が雇用されている者や近くの一般の者に負傷、死亡によって極めて危険な原因をもたらすと監督官が見るとき、監督官は、書面で工場の占有者に対して、工場またはその一部が極めて危険性を持つことを詳細に述べ、危険が排除されるまで最小限の任務を果たす人数を除き、人の雇用を禁止する。

(2) 第 1 項にもとづく監督官の命令は主任監督が命令を延長するまで、3 日間有効とする。

(3) 第 1 項にもとづく監督官の命令および第 2 項にもとづく主任監督官の命令に異議を持つ者は、高等裁判所に訴える権利を有する。

(4) 第 1 項にもとづく発布される命令によって影響を受ける被用者は、賃金およびその他の給付を受ける権利を有し、占有者は、加納な場合、定められた方法で代替りの雇用を提供する義務がある。

(5) 第 4 項の規定は、1947 年労働争議法にかかわる当事者の権利を侵害してはならない。

第 88 条 事故の報告

(1) 工場において、死亡、身体の負傷を引き起こす事故が発生し、事故発生後 48 時間以上負傷者が就労できなかった場合、事故が別に定められた性質をもっている場合、工場の管理者は、事故の通知を関係機関に様式にもとづき、一定の期間内に送付しなければならない。

(2) 第 1 項にもとづく通知が、死亡事故に関する場合、通知を受けた機関は、受理してから 1 か月以内に事故調査を実施しなければならない。その期間が監督官でない場合、先に述べた期間内で監督官に調査させなければならない。

(3) 州政府は、本条にもとづく手続についての規則を制定することができる。

第 88A 条 危険事態発生のお知らせ

工場で、定められた性質の危険な事態が発生した場合、身体の損傷または障害の有無にかかわらず、工場の管理者は、関係機関に一定の様式で、定められた期間内に、通知を送付しなければならない。

第 89 条 疾病の通知

(1) 工場の労働者が、別表 3 に特定された疾病に感染した場合、工場の管理者は、一定の様式で、定められた期間内に、通知を送付しなければならない。

(2) 工場に雇用され、雇用されてきた労働者を医師が診察して、別表 3 に特定する疾病に感染していると信じられる場合、医師はすみやかに、以下の内容の報告書を主任監督官事務所に送付しなければならない。

- (a) 患者の氏名と完全な郵便の宛先
- (b) 患者は感染している医師が信じる疾病
- (c) 患者が現に雇用され、雇用されていた工場の名前と住所

(3) 第 2 項にもとづく報告書が、認定工場医その他の証明によって主任監督官がその者が別表 3 に特定された疾病に感染していると確信する場合、主任監督官は医師に定められた料金を支払い、支払った料金は、感染した工場の占有者から延滞した土地収入として回収される。

(4) 第 2 項の規定に違反する医師は、1000 ルピーまでの罰金を科せられる。

(5) 中央政府は、官報の告示によって、別表 3 に追加や変更ができる。その追加や変更は本法によって行われたと同じ効果を持つ。

第 90 条 事故や疾病の場合の調査指示の権限

(1) 州政府は、便利であると判断すれば、有資格者を任命して工場で発生した事故原因を調査させ、または別表 3 に特定されている疾病が発生、または発生の疑いがある事例を調査させる。1 名または複数の法的知識や特別な知識を持つ者を調査の補佐役として任命することができる。

(2) 本条にもとづき調査を任命された者は、証人の出席、文書田物証の提出を強制する目的のために、1908 年民事訴訟法の民事裁判所のすべての権限を有する。調査の必要がある限り、本法にもとづき監督官の権限を行使できる。調査をおこなう者から情報提供を求められた者は、インド刑法典第 176 条の意味する法的に拘束を受ける者とみなされる。

(3) 本条により調査をおこなう者は、州政府に事故原因、疾病の原因、および関連状況を報告し、その者および補佐人が適切と判断する観察を付記するものとする。

(4) 州政府は、適切と判断すれば、本条にもとづく報告またはその抜粋を公表することができる。

(5) 州政府は、本条にもとづく調査手続を規制する規則を制定することができる。

第 91 条 サンプル採取の権限

(1) 監督官は、工場の正規労働時間中のいつでも、占有者、管理者、その他のそのときに工場の管理を任されている者に通知した後、工場で使用または使用する意図を物質の十分なサンプルを、以下に述べる方法で採取することができる。その使用とは以下をいう。

- (a) 本法の規定または規則に違反していると監督官が信じる場合
- (b) 工場で労働者に身体的負傷や健康被害をもたらすと監督官が意見を持つ場合

(2) 監督官が第 1 項にもとづきサンプルを採取するとき、同項により通知を受けた者が

意図的に不在にならない限り、その者の同席にもとで、サンプルを 3 分割し、有効に封印し、適切に表示をつけて、その者にも封印や表示をつけることを許可するものとする。

(3) 通知を受ける者は、監督官の要求があれば、本条にもとづくサンプルを分割、封印、表示のための機材を提供しなければならない。

(4) 監督官は、

(a) 第 1 項により通知を受けた者にサンプルの一部を提供する。

(b) サンプルの第 2 の部分を政府の分析官に分析と報告のために提供する。

(c) 第 3 の部分は、物質に関する訴訟を提起できる裁判所に提出するために保存する。

(5) 政府分析官に提出された物質についての報告や本条にもとづく報告とされる文書は、物質に関する訴訟手続で証拠として利用することができる。

第 91A 条 安全および労働衛生調査

(1) 主任監督官、工場助言・労働機関長官、健康サービス長官またはその他の州政府または主任監督官、工場助言・労働機関長官、健康サービス長官が権限を付与した者は、工場の正規労働時間中いつでも、または必要と判断した時刻も、工場の占有者、管理者その他のその時に工場の責任を有する者に、書面で通知ヲして、安全および労働衛生調査を実施し、占有者、管理者またはその他の者は、調査のために工場や機械の調査や検査のための施設や、調査に関するサンプルやその他のデータ収集のために、すべての設備機材を提供しなければならない。

(2) 第 1 項の調査の目的のために、すべての労働者は、調査実施者から求められれば、必要とされる医学検査を受けるために出頭し、調査に関連する自らが持つすべての情報を提供しなければならない。

(3) 第 2 項にもとづく医学検査や情報提供のための時間は、賃金や残業手当計算のために、工場の労働時間とみなされなければならない。

説明 本条のために、第 1 項にもとづき調査ヲ実施した者から州政府に提出された報告は、本法により監督官に提出された報告とみなされる。

第 10 章

罰則とその手続

第 92 条 違反に対する一般的罰則

本法の中で明文で別の規定があるときや第 93 条に規定に従う場合を除いて、工場の占有者および管理者は、工場内または工場に関して、本法の規定、規則、規則にもとづく命令に違反するとき、それぞれに法律違反となって、2 年を超えない禁固刑、または 10 万ルピーまでの罰金、またはその両方が科せられる。その違反が判決後も継続される場合、1 日あたり、1000 ルピーまでの罰金が加算される。

ただし、第4章の規定、または第4章や第87条にもとづく規則に違反することが、死亡や重大な身体的損傷をひきおこす事故が発生した場合、死亡のときは25000ルピー以上、重大な身体的損傷のときは5000ルピー以上が科せられる。

説明 本条および第94条にいう重大な身体的損傷は、四肢の永久的な使用損失、または永久的な傷害、視覚や聴覚の永久的な損失または永久的な傷害または骨の破損を含む。しかし、手や足の指節骨の破損や関節の破損（2以上の骨または関節の破損でないもの）は含まない。

第93条 ある状況での施設所有者の責任

(1) いずれかの施設で、別々の建物が工場として使用するために別々の占有者に課されている場合、その施設の所有者は、取り付け道路、排水、水道、証明、便所のような共通の施設及びサービスの責任を負う。

(2) 主任監督官は、州政府の管理のもとで、第1項の規定の実施に関して、施設の所有者に命令を出す権限を有する。

(3) 独立または各戸独立式かを問わず、すべての施設で、階や区画が別々の工場として使用するために異なる占有者に貸し出されている場合、その施設の所有者は、工場の占有者または管理者と同様に、以下の本法の規定に違反に対して、責任を負う。

(i) 共同で水供給維持にかかわる便所、便器、洗面施設

(ii) 所有者に属するが、占有者の利用に特別に委託されていない機械や設備の囲い

(iii) 階や区画への安全なアクセス方法、および階段や共同通路の維持と清掃

(iv) 防火

(v) 滑車やエレベーターの維持

(vi) 施設に供されるその他の共同施設の維持

(4) 主任監督官は、州政府の管理のもとで、第3項の規定を実施するために、施設の所有者に命令を出す権限を有する。

(5) 所有者の責任に関する第3項の規定は、すべての施設において、共同の便所、便器、洗面設備がついた独立の部屋や別々の工場として利用するために、別々の占有者に貸し出されている場合にも適用にある。ただし、所有者も、便所、便器、洗面施設の提供や維持についての要求に答える責任を有する。

(6) 主任監督官は、州政府の管理のもとで、第46条または第48条の規定の実施に関して、第5項に述べる所有者に命令を出す権限を有する。

(7) すべての施設で、部屋の一部や小部屋が別々の工場として利用するために占有者に貸し出されている場合、その施設の所有者は、以下の条文に違反すれば責任を負う。

(i) 第14条及び第15条を除く第3章

(ii) 第22, 23, 27, 34, 35, 36条を除く第4章

ただし、第21, 24, 32条の規定に関して、所有者の責任は、その者管理課にあ

る限りで責任を負う。

さらに、占有者は、自らに属し、自らが供給する設備や機械に関して、第4章の規定遵守に対する責任を負う。

(iii) 第42条

(8) 主任監督官は、州政府の管理のもとで、第7項の規定を実施することに関して、施設の所有者に命令を出す権限を有する。

(9) 第5項及び7項に関して、本法の規定のために雇用される全労働者数を計算するためには、施設全体を単一の工場とみなす。

第94条 再犯への罰則強化

(1) 第92条に基づき刑罰の対象となる違反で有罪となった者が、ふたたび、同じ規定の違反を含む行為をおこない有罪となる場合、3年までの禁固刑、または1万以上から20万ルピー以下までの罰金、またはその両方が科せられる。ただし、判決の中で適切かつ特別の理由を付して1万ルピー以下の罰金を科すこともできる。

さらに、第4章の規定、または第4章や第87条にもとづき規則に違反して、死亡や重大な身体的損傷を与える事項の原因となった場合、死亡事項のときは3万5000ルピー以上、重大な身体的損傷のときは1万ルピー以上の罰金となる。

(2) 第1項の目的のために、有罪の判決を受ける違反行為日の2年以上前の過去の有罪判決は審理の対象にはしない。

第95条 監督官を妨害する行為への罰則

本法により与えられている権限を行使する監督官を意図的に妨害する者、または、監督官の要求に基づき、本法や本法にもとづく規則によって保存すべき登録簿その他の書類を提出しない者、工場労働者の出頭を妨害して監督官との面会を妨げる者は、6か月までの禁固刑、1万ルピー以下の罰金、またはその両方が科せられる。

第96条 第91条にもとづく分析結果の不正な非公開への罰則

本法にもとづき罰則を受ける罪で訴追する必要がある場合を除き、第91条による分析結果を公表または他人に明らかにした者は、6か月までの禁固刑、1万ルピーまでの罰金またはその両方が科せられる。

第96A条 第41B、41C、41H条の違反への罰則

(1) 第41B、41C、41H条の規定、それらにもとづく規則に違反する者は、7年までの禁固刑、20万ルピーまでの罰金が科せられる。最初の違反への判決後も違反が継続している場合、1日500ルピーが加算される。

(2) 第1項の違反が1年以上継続する場合、違反者は10年までの禁固刑を科せられる。

第97条 労働者による違反

(1) 第111条の規定により、工場で雇用される労働者が、本法の規定や規則や命令、労働者に課される任務や責任に違反する場合、500ルピーまでの罰金を科せられる。

(2) 労働者が第1項により有罪判決を言い渡された場合、工場の占有者または管理者は、

防止のために合理的な措置すべてを失敗したことが証明されないかぎり、違反について有罪となることはない。

第 98 条 虚偽の適性証明書利用への罰則

第 70 条により他人に付与された適性証明書を、自分に付与された証明書として意図的に利用するもの、または利用を試みる者、またはその証明書を入手して、意図的に他人が利用することを認めたり、または利用しようと試みる者は、2 か月までの禁固刑、または 1000 ルピーまでの罰金またはその両方が科せられる。

第 99 条 児童の二重雇用承認への罰則

他の工場ですでに働いているのに、別の工場で働く場合、児童の両親、保護者、または児童の後見や監護をしている者、児童の賃金から直接利益を得ている者は、児童が両親、保護者またはその者の同意または黙認なく労働したと裁判所が判断した場合を除き、1000 ルピーまでの罰金を科せられる。

第 100 条 削除

第 101 条 占有者または管理者の責任免除される場合

工場の占有者または管理者は本法により罰則を受ける違反行為で告発された場合、自分で認められた異議にもとづき、申し立ての意思をもって書面を 3 日以内に検察官に通知すれば、実際の違反者であると非難している他の者を、聴聞のために指定された時間に裁判所に出廷させる権利を有する。さらに、違反行為が立証された後、工場の占有者または管理者が、以下のことを裁判所が満足するほどに証明した場合

- (a) 本人の場合、本法を施行するために適切な努力を払った
- (b) その他の者の場合、知識、同意または黙認もなく違反行為を行った

その他の者は違反行為で有罪判決を受け、工場の占有者または管理者と同様に罰則を受け、さらに占有者または管理者は、その違反行為に関して本法にもとづき責任を免除される。

ただし、上記の証明をおこなうときに、工場の占有者または管理者は、宣誓の上で尋問され、その証言と弁護のために要請した証人による証言は、検察官および実際の違反者として非難する者から反対尋問を受ける。

さらに、占有者または管理者によって実際の違反者として非難を受ける者が、公判の開かれる時間に裁判所に出頭できない場合、裁判所は 3 か月を超えない期間で公判を延期し、その期間が終了するまでに実際に違反行為を行ったと非難される者に裁判所に出頭できない場合、裁判所は占有者または管理者への論告を聞き取り、法律違反が証明されれば、その占有者または管理者に有罪判決を下す。

第 102 条 命令を定める裁判所の権限

(1) 工場の占有者または管理者が本法にもとづき有罪判決を受ける場合、裁判所は、罰則に追加して、書面による命令によって、違反行為に関して救済のために特定の措置を、一定の期間内（適切と裁判所が判断するか、申請があれば期間を延長できる）に実施する

ことを求めることができる。

(2) 第 1 項によって命令が出された場合、工場の占有者または管理者は、本法にもとづき裁判所が認めた期間または延長された期間内に、違反行為の継続に足して責任を負わない。

しかし、その期間または延長された期間終了時に、裁判所の命令が完全に順守されない場合、占有者または管理者はさらに違反ヲ犯したものとみなされ、裁判所によって 6 か月までの禁固刑、命令違反が終了する日まで 1 日あたり 100 ルピーまでの罰金、またはその両方が科せられる。

第 103 条 雇用についての推定

食事時間または休憩時間を除いて、作業がなされ、機械が動いているときに工場内で見いだされる者は、反証が立証されないかぎり、本法および規則の目的のために、工場に雇用されているものとみなされる。

第 104 条 年齢の責任

(1) ある者は一定年齢に達している場合、本法によって作為または不作為が処罰される法律違反であるとき、裁判所の意見ではその者の年齢が下であれば、その者が年齢に達していることを立証する責任をその者が負う。

(2) 認定工場医が労働者を検診し、その者が年齢を下回っていると確信する場合、その書面による診断書は、本法および規則の目的のために、その労働者の年齢の証拠として認められる。

第 104A 条 実行可能性の限界を立証する責任

なんらかの義務または要求の不遵守を内容とする本法または規則の規定に違反しているとする訴訟手続において、義務または要求に答えていないと訴追される者が義務や要求に答えるための実行可能なすべての措置が合理的には実行できないことを立証する責任を負う。

第 105 条 違反の認定

(1) 裁判所は監督官の申し立て、または事前の書面による同意なくして、本法に基づく違反行為を認定してはならない。

(2) 管区治安判事または第 1 級治安判事以下の裁判所は、本法にもとづく違反を審理してはならない。

第 106 条 訴追手続の制限

本法によって処罰される違反行為の容疑を監督官が知った日から 3 か月以内に申し立てられないかぎり、裁判所は審査してはならない。

ただし、監督官によって作成された書面の命令に従わないという違反がある場合、申し立ては違反行為があったとされる日から 6 か月以内になされる。

説明 本条の目的のために、

(a) 継続して違反される事例の場合、出訴期間は違反が継続しているあらゆる時点か

ら計算される。

- (b) 工場の占有者または管理者による申し立てによってなんらかの実行行動が認められ、または延長された場合、その承認や延長の終了日から計算される。

第 106A 条 違反行為に対する訴訟手続についての裁判所管轄権

設備の操業に関する本法または規則にもとづく違反行為について裁判所に管轄権を認める目的のために、設備がそのときに置かれている場所が違反行為のなされた場所とみなされる。

第 11 章

補足

第 107 条 上訴

(1) 本法の規定にもとづき監督官によって書面の命令の送付を受ける工場の管理者、または工場の占有者は、送付から 30 日以内に定められた機関に上訴できる。さらに、その機関は、州政府が定める規則によって、その命令を確認、修正、破棄できる。

(2) 州政府によって、補佐人の助けなくして審理できないことを定めた規則に従って、上訴機関は補佐人の援助を受けて上訴を審理できる。上訴で要求されれば補佐人の支援を受けて審理しなければならない。補佐人の 1 名は上訴裁判所が任命し、それ以外の者は定めによって関連する産業を代表する団体が任命する。

ただし、補佐人が上訴での公判の期日として決められた日前にその団体によって任命されない場合、または任命された補佐人がその公判の日に出頭できない場合、上訴機関は、十分な理由のある欠席でない限り、補佐人の援助なく、または援助がない方が適切と判断すれば、上訴を審理することができる。

(3) 州政府が定める規則と、部分的な遵守または上訴機関が適切と判断する臨時的措置の履行についての条件に従って、上訴機関は、適切と判断すれば上訴決定を引き延ばしに反対する命令を停止することができる。

第 108 条 通知の掲示

(1) 本法にもとづき工場に掲示すべき通知に加えて、すべての工場に、本法の概要を含む通知、別に定められた規則の概要、さらに監督官と工場認定医の名前と住所を掲示しなければならない。

(2) 本法にもとづき工場に掲示することを要求された通知は英語および工場の労働者の過半数が理解できる言語で、わかりやすくかつ便利な場所、または工場正門に掲示されなければならない。その通知は鮮明で読みやすい状態に維持されなければならない。

(3) 主任監督官は、工場管理者への書面の命令によって、工場に労働者の健康、安全、福利についてのその他の通知またはポスターの掲示を要求することができる。

第 109 条 通知の送付

州政府は、本法にもとづき工場の所有者、占有者、管理者についての命令の通知方法を

定める規則を制定することができる。

第 110 条 報告

州政府は、本法の目的のために必要とされる、定期的または臨時的な報告の送付を工場の所有者、占有者、または管理者に求める規則を制定することができる。

第 111 条 労働者の義務

(1) 工場の労働者は以下のことが禁じられている

- (a) 労働者の健康、安全、福利を確保する目的のために、工場に提供されている機器、設備その他の物品を意図的に介入し、または悪用すること
- (b) 意図的にまたは合理的理由なく、自分自身または他人に危険を与える行為
- (c) 労働者の健康または安全の確保の目的のために、工場で提供されている機器その他の物品に利用を意図的に無視すること

(2) 工場に雇用されている労働者が規則または命令の規定を違反する場合、3 か月までの禁固刑、100 ルピーの罰金またはその両方を科せられる。

第 111A 条 労働者の権利等々

すべての労働者は、以下の権利を有する。

- (i) 労働者の健康、職場の安全についての情報を占有者から得ること。
- (ii) 工場内でできる限り訓練を受ける。または主任監督官により適正に認められる訓練所や訓練センターで労働者の健康や安全のための訓練を、占有者の支援で受けること。
- (iii) 工場で健康と安全確保のために、不適切な規定について直接または代表者を通じて監督官に申し述べること。

第 112 条 規則制定の一般的権限

州政府は、本法にもとづき定めなければならない事項、または本法に効力に役立つと考え

る事項について規則を制定できる。

第 113 条 中央政府の指示を出す権限

中央政府は、州政府に、本法の目的の施行の指示を出すことができる。

第 114 条 無料の施設及び便宜

第 46 条の規定に従って、提供される施設または本法にもとづいて占有者が提供する設備や備品については、労働者から料金を取ってはならない。

第 115 条 規則の公表

(1) 本法にもとづき制定されるすべての規則は官報に公表され、従前の公表の条件に従う。1897 年一般条項法第 23 条第 3 項によって特定される日は、提案される規則の草案が公表される日から 45 日以上であってはならない。

(2) 州政府によって制定されるすべての規則は、制定後できるかぎり速やかに州議会に提出されなければならない。

第 116 条 政府工場への本法の適用

別の定めがないかぎり、本法は中央政府または州政府に所属する工場に適用される。

第 117 条 本法にもとづく人の保護

本法のもとに誠実にまたは誠実におこなおうとする者に対して、訴訟、訴追その他の法的

手続がなされてはならない。

第 118 条 情報公開の制限

(1) 監督官は在職中または離職後、職務ヲ通じて知った製造業、商業または作業工程についての情報を、職務の執行または本法の目的以外には、公開してはならない。

(2) 第 1 項の規定は、事業や工程の所有者の事前の書面による同意、または本法の法的手続（仲裁も含む）、本法に寄るか否かにかかわらず、取られた揭示手続、または先に述べた手続についての報告の目的をもつすべての情報の公開に適用されない。

(3) 監督官は第 1 項の規定に違反しているとき、6 か月までの禁固刑、1000 ルピーまでの罰金、またはその両方を科せられる。

第 118A 条 情報公開の制限

(1) 監督官は、本法の規定違反についての通告の苦情申し立てのもとを秘密にしておかなければならない。

(2) 監督官は、本法にもとづく調査中に苦情ヲ受けて調査していることを、占有者、管理者、代表者に明らかにしてはならない。ただし、本項の規定は、苦情申し立てた者が名前の公表に同意する事例には適用されない。

第 119 条 1970 年法律第 30 号にかかわらず、有効な法律

本法の規定は、1970 年請負労働（規制および禁止）法またはそのとき有効なその他の法律に含まれる内容と矛盾しても、効力を有する。

第 120 条 廃止と留保

本条に付帯する表に示される法規は、廃止される。ただし、その法規によってなされた行為、または本法が有効なときに実施された行為は、本法によって実施されたものとみなされる。

別表 1 危険な工程を含む産業リスト (第 2 cb 条)

1 鉄鋼産業

製鉄や製鋼

合金鉄

特殊鋼

2 非鉄産業

亜鉛、鉛、銅、マグネシウムおよびアルミニウムの第一次精錬産業

3 鑄造業（鉄および非鉄）

砂およびふいごによる洗浄、洗練、粗面化を含む鋳造や鍛造

- 4 石炭業（コークスを含む）
石炭、褐炭、コークス等
燃料ガス（石炭ガス、発生炉ガス、水性ガス）
- 5 発電産業
- 6 パルプおよび製紙（紙製品を含む）
- 7 肥料産業
窒素系
リン酸系
合成
- 8 セメント産業
ポルトランドセメント（スラグセメント、ケイ酸質混合セメント、およびそれらの製品）
- 9 石油産業
石油精製
潤滑油およびグリース
- 10 石油化学産業
- 11 薬品および医薬産業
麻薬、薬品および製薬
- 12 発酵産業（蒸留および醸造）
- 13 ゴム（合成）産業
- 14 塗料および顔料産業
- 15 皮なめし産業
- 16 電気メッキ産業
- 17 化学産業
コークス炉副産物およびコールタール醸造製品
工業用ガス（窒素、酸素、アセチレン、アルゴン、炭酸ガス、水素、亜硫酸ガス、窒素酸化物、炭化水素、オゾン等）
工業用カーボン
アルカリおよび酸
クロム酸および重クロム酸
鉛およびその合成物
電気化学製品（金属ナトリウム、カリウム、マグネシウム、塩素酸、過塩素酸、過酸化物）
電熱製品（人工研磨剤、炭化カルシウム）
窒素化合物（シアン化物、サイアナミトおよびその他の窒素合成物）#

- 燐化合物およびその合成物#
- ハロゲンおよびハロゲン化合物（賤祚、フッ素およびヨウ素）#
- 爆薬（工業用爆薬、雷管および導火線を含む）#
- 1 8 殺虫剤、殺菌剤、女装剤およびその他の害虫駆除産業#
- 1 9 合成レシンおよび合成樹脂#
- 2 0 人工繊維（セルローズ、非セルローズ）#
- 2 1 電池製造および修理#
- 2 2 ガラスおよびセラミックス#
- 2 3 金属研磨および艶出し#
- 2 4 アスベストおよびその製品の製造、取り扱い、工程#
- 2 5 植物、動物からの油の抽出#
- 2 6 ベンゼンおよびベンゼンを含む物質の製造、取り扱いおよび利用#
- 2 7 二硫化炭素を含む製造工程および作業#
- 2 8 中間物質を含む染料および染料剤#
- 2 9 高度な引火性液体およびガス# # # #

#

別表2 作業環境における化学物質の許容量（第74I条）（省略）#

別表3 通知しなければならない疾病（第<条および<3条）#

- 1 鉛の調整やその化合物による中毒またはその後遺症を含む鉛中毒#
- 2 四エチレン鉛中毒#
- 3 燐中毒またはその後遺症#
- 4 水銀中毒またはその後遺症#
- 5 マグネシウム中毒またはその後遺症#
- 6 ヒ素中毒またはその後遺症#
- 7 三価窒素ヒュームによる中毒#
- 8 二硫化炭素中毒#
- 9 ベンゼン中毒、その同族体、ニトロ、アミド誘導体による中毒またはその後遺症#
- 1 0 クロム潰瘍またはその後遺症#
- 1 1 炭疽#
- 1 2 珪肺#
- 1 3 ハロゲンまたは炭化水素または脂肪族のハロゲン誘導体による中毒#
- 1 4 以下の原因による病理症状#
 - d, ラジウムまたはその他の放射性物質#

#####ie, [線#

- 1 5 皮膚の第1期上皮がん#
- 1 6 中毒による貧血#

- 1 7 中毒による黄疸#
- 1 8 鉍物油基を含む鉍物油やその化合物による油性挫傷または皮膚炎#
- 1 9 線肺病#
- 2 0 アスベスト#
- 2 1 化学製品や塗料との直接接触に起因する職業的皮膚炎。5種類あり、刺激物およびアレルギーによる皮膚炎がある。#
- 2 2 聴覚の喪失（高音への曝露）#
- 2 3 ベリリウム中毒#
- 2 4 一酸化炭素による中毒#
- 2 5 炭鉍夫の塵肺#
- 2 6 ホスゲンのがん#
- 2 7 職業性がん#
- 2 8 イソシアン酸塩中毒#
- 2 9 中毒による腎炎#
- # # # # # # # # #